

第2次 富山市男女共同参画プラン

TOYAMA CITY THE 2nd GENDER-EQUALITY PLAN

2017-2026



平成 29 年 3 月
富 山 市

ごあいさつ



近年、我が国では、少子化に伴う人口減少・超高齢社会の到来、さらには深刻な労働力不足、経済のグローバル化など社会・経済情勢が急激に変化する中、働き方や子育て、介護などの問題が顕在化しています。

こうした問題には、性別に関わりなく互いに尊重し合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が重要であると考えており、社会の多様性を尊重し、地域活力を高めるなど、社会全体で取り組む必要があります。

国では、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、あらゆる分野における女性の活躍を推進するとともに、平成28年4月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が全面施行となり、女性が活躍できる法整備・環境整備を進められました。

こうした中、本市では、「富山市男女共同参画プラン2007-2016」のもと、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指すため、様々な施策に取り組んでまいりましたが、依然として男性中心の分野が広く見受けられるなど未だ多くの課題があり、また女性の活躍推進など、新たに取り組むべきテーマもあることから、ここに「第2次富山市男女共同参画プラン2017-2026」を策定しました。

本プランの実施にあたっては、市、市民、事業者及び地域がそれぞれの立場で協働、連携して取り組むことが重要であることから、市民の皆様の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定にあたりまして、貴重なご意見並びにご尽力を賜りました富山市男女共同参画推進審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成29年3月

富山市長 森 雅志

目 次

第1章 計画の策定にあたって

I 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
(1)プランの性格	
(2)計画の構成と計画期間	
II 男女共同参画をとりまく現状と課題	4
1 現状分析	4
(1)人口・人口動態	
(2)雇用・就労	
(3)配偶者等からの暴力（DV）の状況	
(4)富山市民意識調査からみる現状分析	
(5)国・県の動き	
2 主要課題	20

第2章 基本計画

1 計画の基本理念	23
2 基本目標	24

第3章 実施計画（前期）

実施計画（前期）体系図 平成29（2017）年度—平成33（2021）年度	28
基本目標1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す	30
◆取り組む主要テーマ1-(1)男女の人権尊重、平等意識の啓発	
◆取り組む主要テーマ1-(2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実	
◆取り組む主要テーマ1-(3)心と体の健康づくり	
【富山市女性活躍推進計画】	
基本目標2 男女が共にいきいきと活躍する社会を創る	40
◆取り組む主要テーマ2-(1)あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成	
◆取り組む主要テーマ2-(2)女性の自己実現、経済的自由の支援	
◆取り組む主要テーマ2-(3)誰もが能力を発揮できる環境の整備	
基本目標3 支え合う家族・地域社会づくりの推進	52
◆取り組む主要テーマ3-(1)家族ぐるみの支え合い	
◆取り組む主要テーマ3-(2)地域における男女共同参画の推進	

【第2次富山市DV対策基本計画】

基本目標4 男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進	56
◆取り組む主要テーマ4-(1)男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり	
◆取り組む主要テーマ4-(2)相談体制の強化	
◆取り組む主要テーマ4-(3)安全確保と自立支援	
◆取り組む主要テーマ4-(4)DV 対策推進体制の強化	

第4章 計画推進体制

1 計画の推進体制	66
(1)富山市男女共同参画推進審議会	
(2)富山市男女共同参画プラン策定会議	
2 協働による取組の推進	67
(1)富山市男女共同参画推進地域リーダーの委嘱	
(2)市民参画の促進	
3 国・県・関係機関やメディアとの連携	67
(1)国・県・関係機関との連携	
(2)メディアとの連携	
4 計画の進行管理	67
(1)進捗状況の管理	
(2)調査研究	
(3)情報公開の推進	
(4)苦情の申出への対応	
5 計画関連指標	68
(1)成果指標	
(2)参考指標	

資料集

男女共同参画に関するこれまでの経緯（世界・国・県・市）	74
男女共同参画社会基本法	77
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	81
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	89
富山市男女共同参画推進条例	96
富山市男女共同参画推進審議会 委員名簿	100

用語解説

.....	101
-------	-----



第1章 計画の策定にあたって

第1章

計画の策定にあたって

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市では、「富山市男女共同参画推進条例」で掲げた、豊かで活力に満ちた男女共同参画社会の実現を目指して、平成19年3月に「富山市男女共同参画プラン2007-2016」（第1次）を策定し、様々な施策に取り組んできました。

こうした取組みにより、平成27年度に実施した「富山市男女共同参画に関する市民意識調査」では、固定的な性別役割分担意識に改善が見られたものの、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたり」といった分野においては、男女が平等ではないと感じる割合が依然として高いことから、男女共同参画社会の実現に向け、引き続き積極的に取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、今後も男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進するため、近年の社会情勢の変化や、これまでの取組みの成果と課題などを反映させた、今後10年間の新たな計画（以下「プラン」という。）を策定するものです。

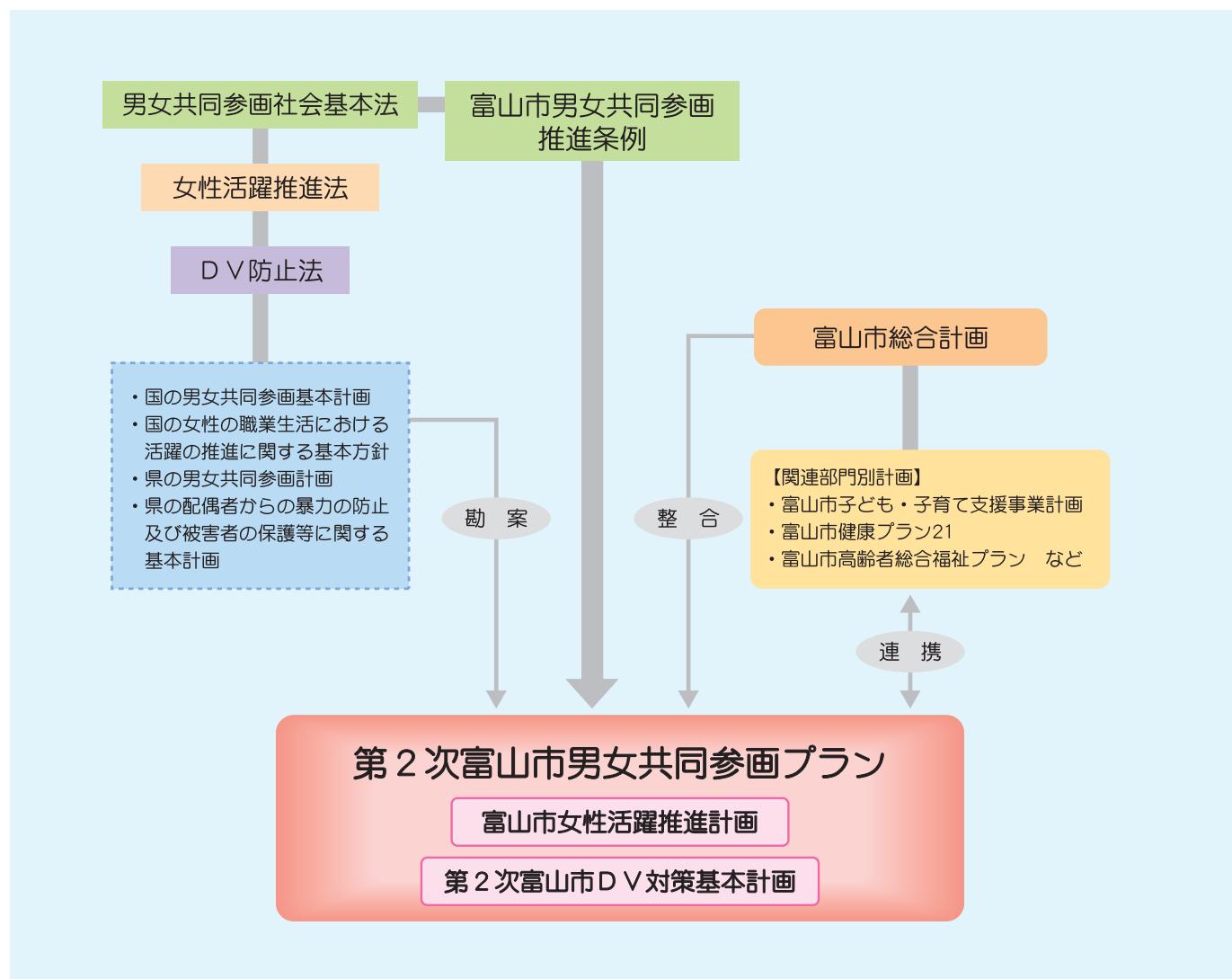
2 計画の位置付け

(1) プランの性格

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び富山市男女共同参画推進条例第16条の規定に基づく計画です。

「富山市総合計画」との整合性及び関連する本市の部門別計画との連携を図り、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

また、このプランの一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画、及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画として位置付けています。



(2) 計画の構成と計画期間

① 計画の構成

本プランは、「基本計画」と「実施計画」から構成します。

「基本計画」は、富山市の男女共同参画社会実現に向けた基本理念を掲げ、計画の基本目標、平成38(2026)年度までの計画の体系を記し、その目標を達成するための施策の方向を定める推進計画です。

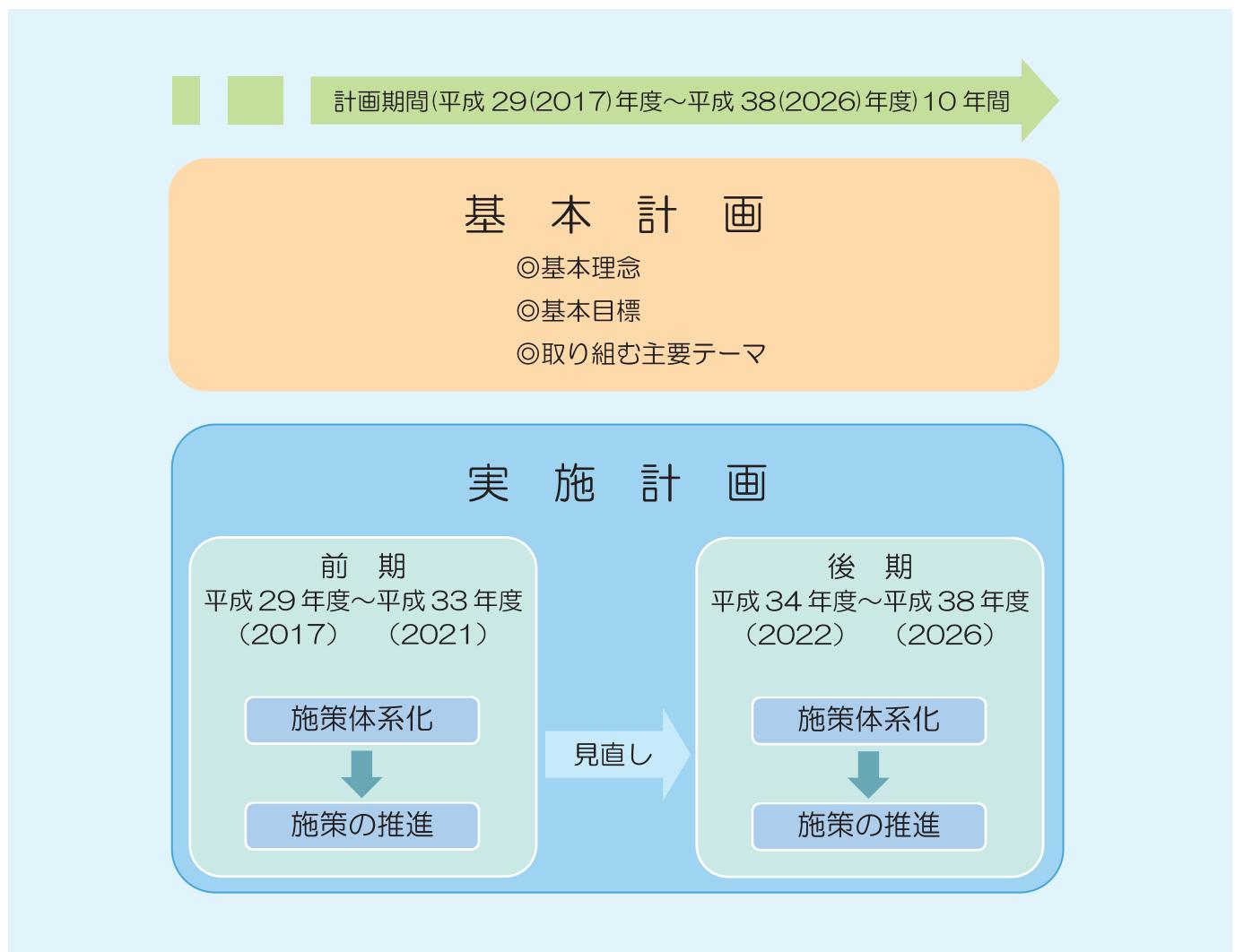
「実施計画」は基本計画を具現化するための基本的な施策を、体系的に明らかにするものです。

② 計画期間

「基本計画」は平成29(2017)年度から平成38(2026)年度までの10年間を計画期間とします。

「実施計画」は平成29(2017)年度から平成33(2021)年度までの5年間を前期、平成34(2022)年度から平成38(2026)年度までの5年間を後期とします。

前期「実施計画」期間中における社会情勢の変化や計画の進捗状況を評価・分析し、後期「実施計画」に反映させます。



II 男女共同参画をとりまく現状と課題

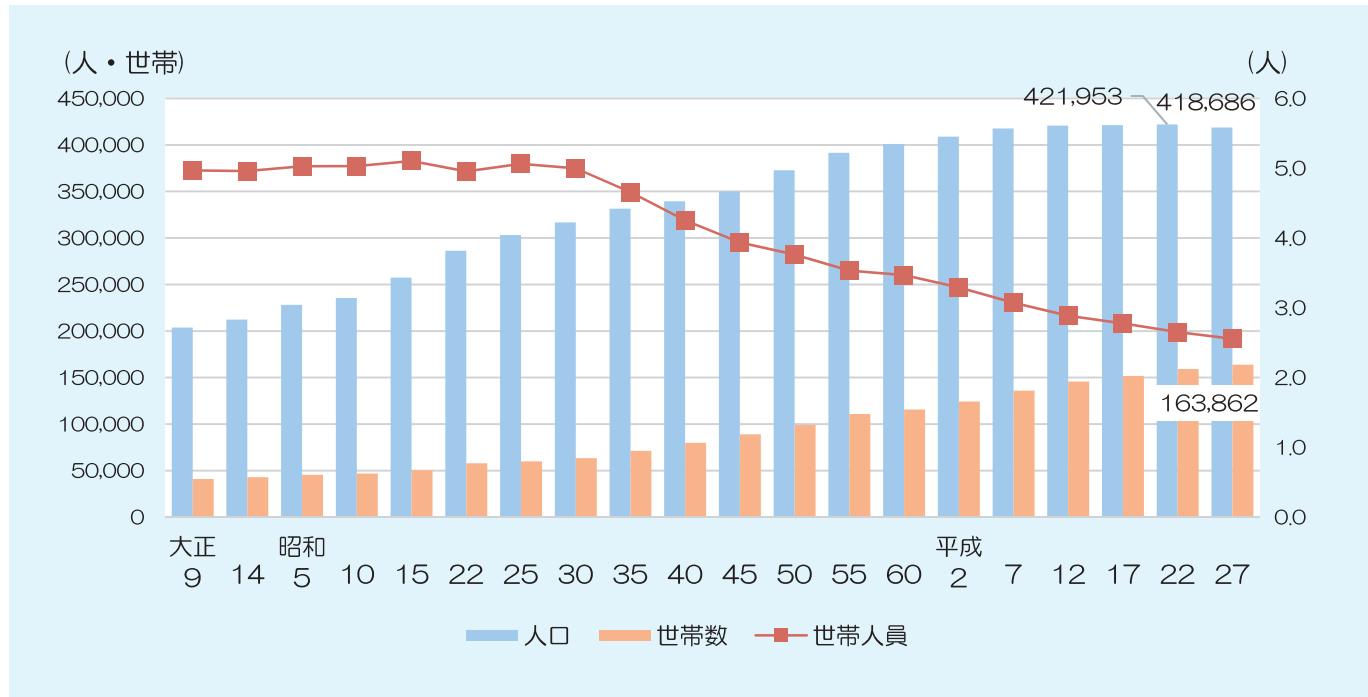
1 現状分析

(1) 人口・人口動態

① 人口・世帯数

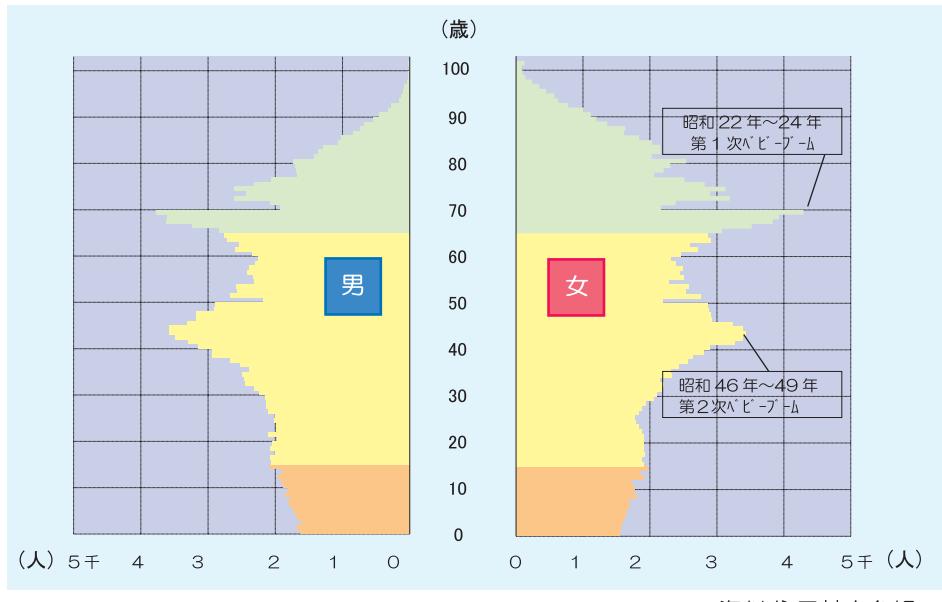
- 本市の人口は、国勢調査開始以来、増加してきましたが、平成12年頃からは、ほぼ横ばいで推移し、平成27年調査で初めて減少に転じました。
- 世帯数は増加傾向にあります。一世帯当たりの平均人員は減少を続けており、核家族世帯や単独世帯が増加傾向にあります。
- 年齢別人口（人口ピラミッド（H28.9末現在））をみると、『団塊の世代』が65歳を超え、本市の高齢化率は28.4%に達しており、今後、高齢化はますます進行すると予想されます。
- 本市が行った人口推計シミュレーションによると、将来推計人口は合計特殊出生率が1.42～1.45程度で推移した場合、平成72（2060）年には30万人を割り込むとされています。

■富山市の人囗・世帯数



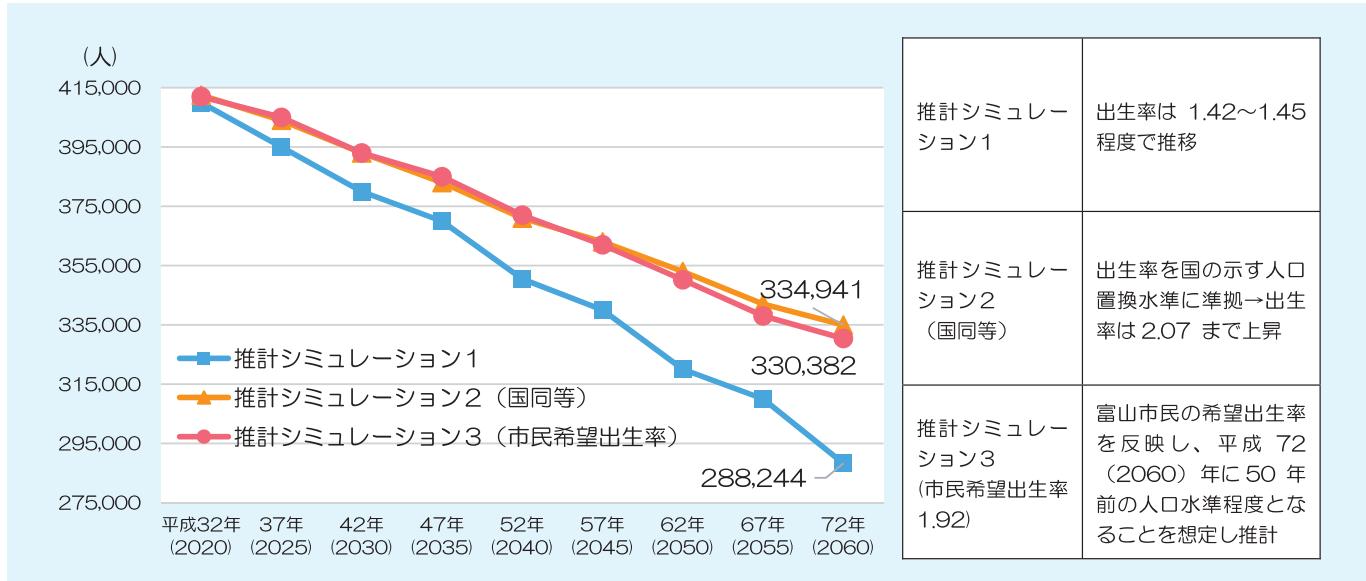
資料：国勢調査

■富山市の人団ピラミッド(平成28年9月末現在)



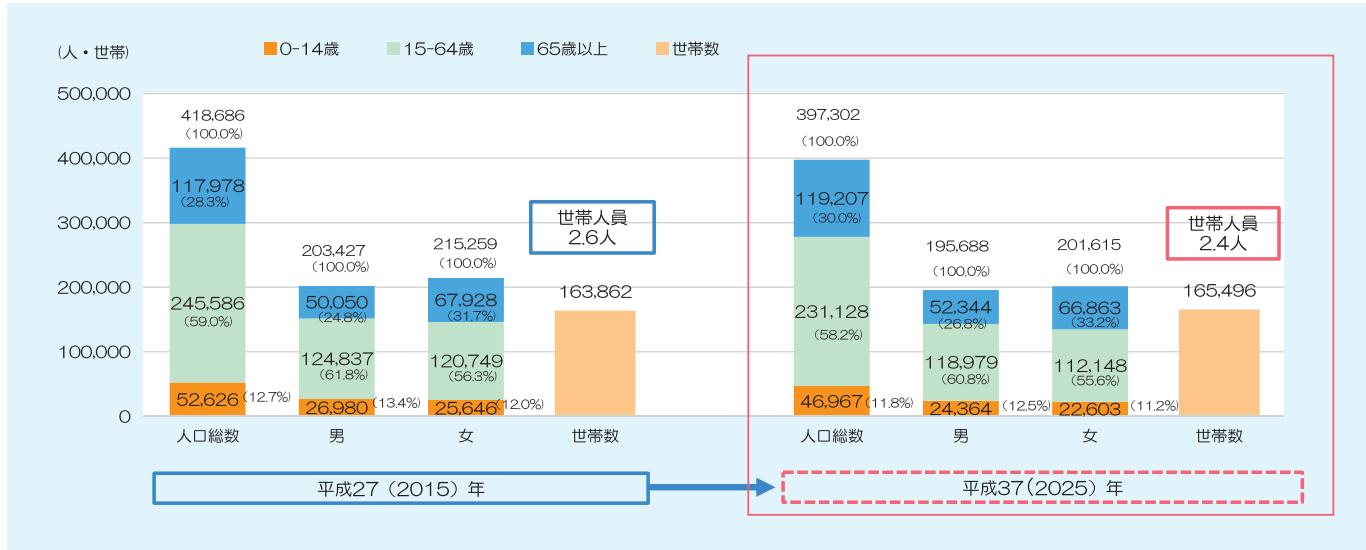
資料:住民基本台帳

■推計人口



資料:富山市人口ビジョン

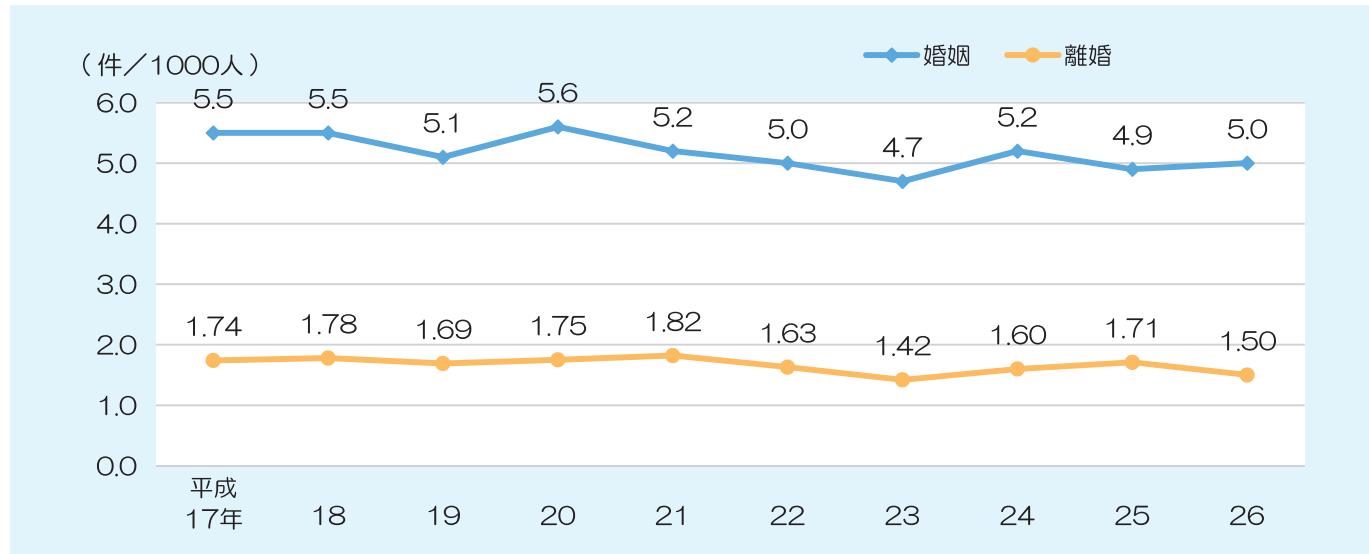
■10年後の人団・世帯数



②結婚・出生

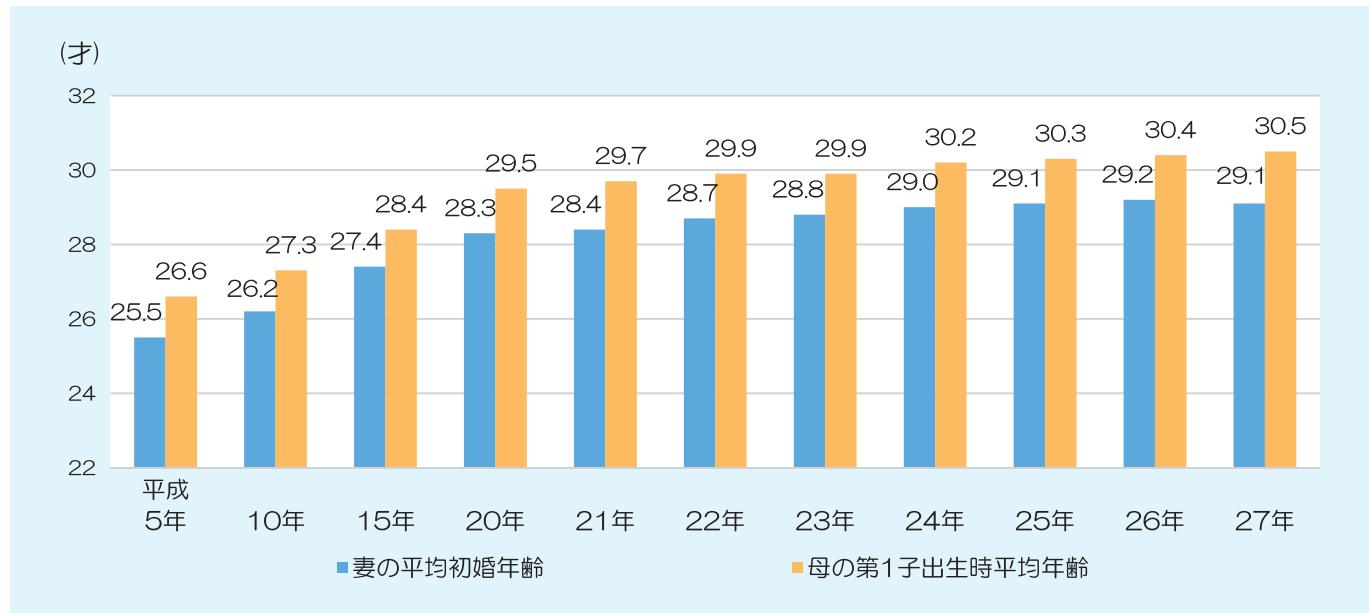
- 本市の人口 1,000 人当たり婚姻率は、平成 17 年以降の 10 年間では、わずかながら減少傾向にあり、平成 26 年で約 5.0 件となっています。
- 離婚率は、平成 22 年以降ほぼ横ばいで、平成 26 年は 1.50 件となっています。
- 女性の平均初婚年齢は上昇傾向にあり、平成 27 年は 29.1 歳となっています。これに伴い、第 1 子出生時の母の平均年齢も上昇傾向にあり、平成 27 年は 30.5 歳となっています。
- 年齢別の未婚率では、男女とも未婚率が上昇している状況にあります。男性では、34 歳以上でその傾向が顕著に表れています。
- 合計特殊出生率は、近年回復基調にあり、本市は平成 27 年で 1.53 となっています。

■富山市の婚姻と離婚



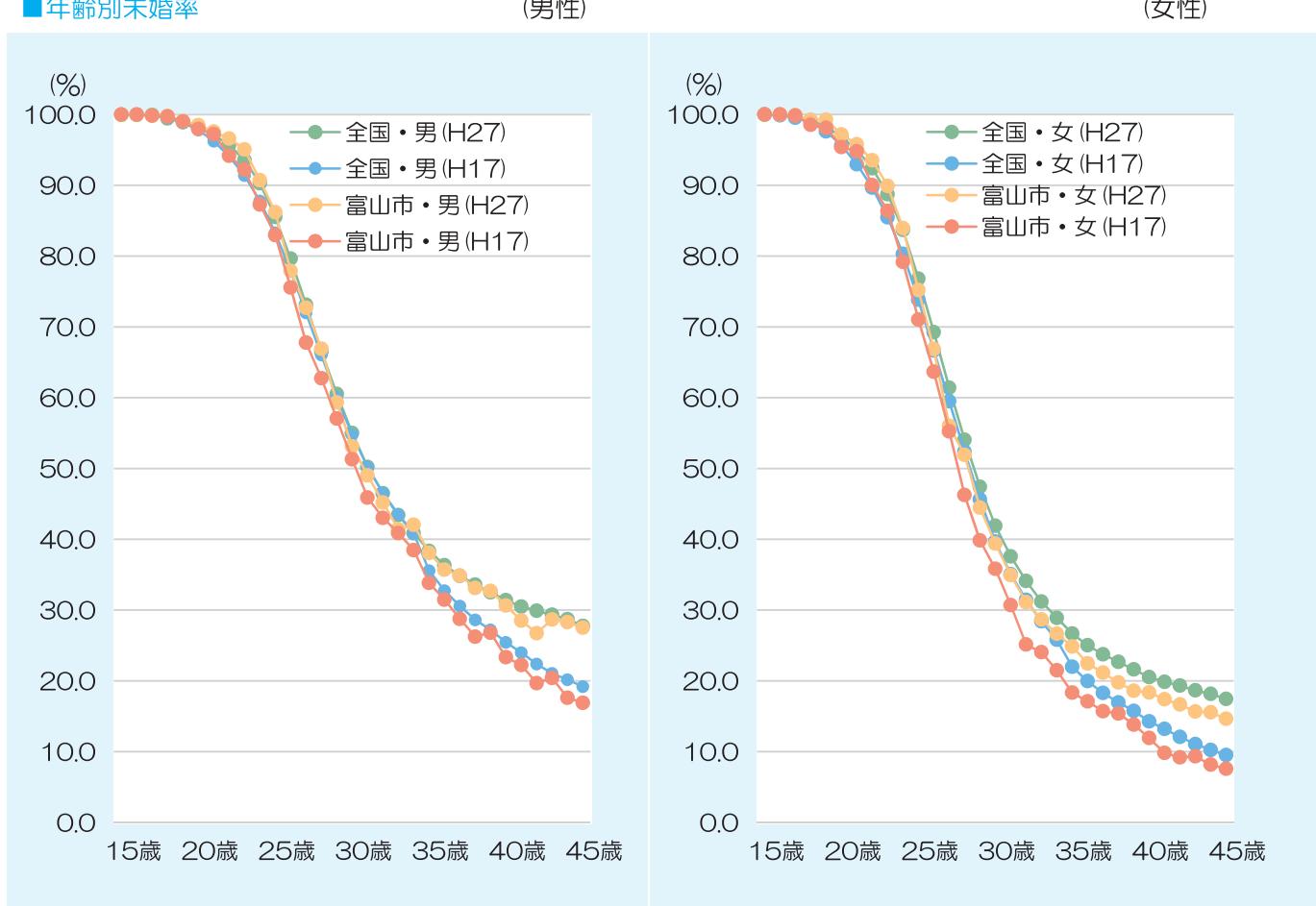
資料:厚生労働省人口動態調査

■富山県の初婚・第 1 子出生時母の年齢



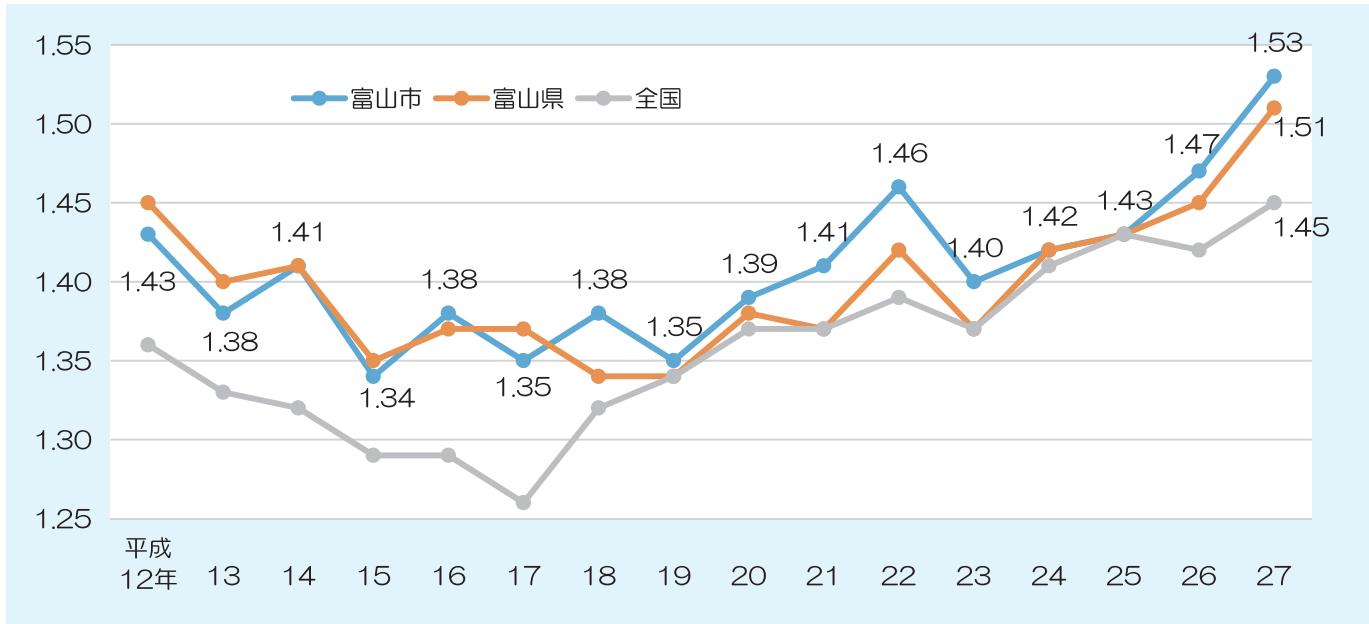
資料:厚生労働省人口動態調査

■年齢別未婚率



資料:国勢調査

■合計特殊出生率



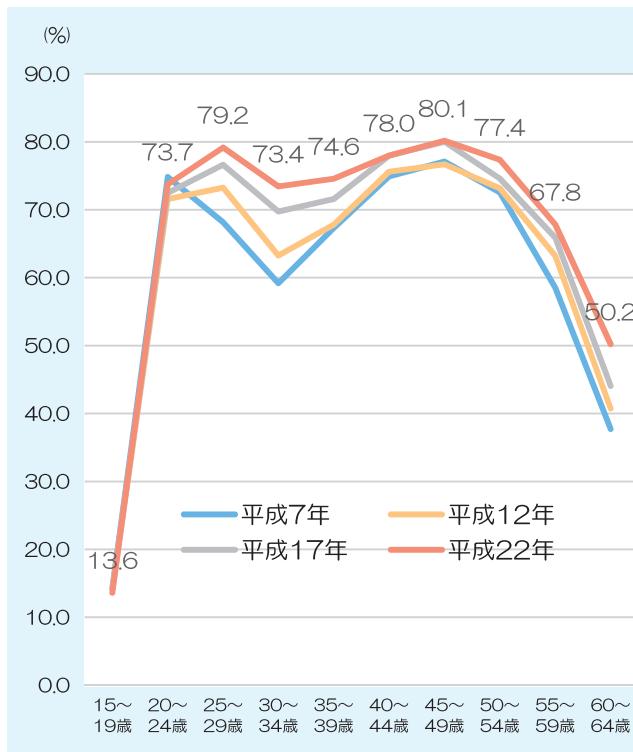
資料:厚生労働省人口動態調査、富山県、富山市

(2) 雇用・就労

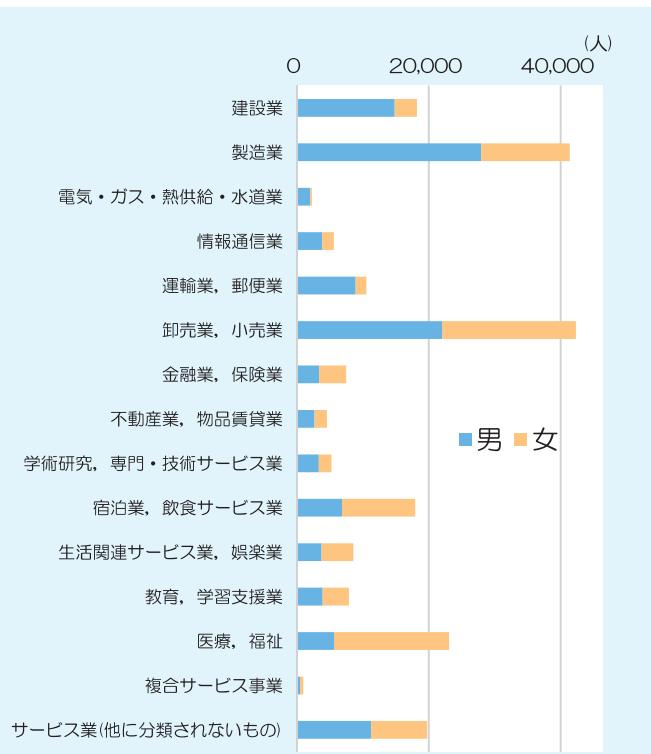
① 労働力の状況

- 本市の女性の労働力率は上昇傾向にあり、出産・子育て期に低下するとされる、いわゆる「M字カーブ」は、近年M字の谷の部分が浅くなっています。
- 本市の産業別従業者数は「卸・小売業」が最も多く、次いで、「製造業」となっています。女性の従業者数では「卸・小売業」が最も多く、「医療・福祉」と続いています。
- 本市の労働力の状況（国勢調査）をみると、女性の状況は男性と比べ、「家事のほか仕事」「家事」の割合が大きくなっています。
- 本市の女性雇用者の非正規者比率は、全体で約50%近くにまで達し、「運搬・清掃・包装等従事者」「農林漁業従事者」「サービス職業従事者」「販売従事者」で非正規者比率が高くなっています。
- 女性の賃金水準は男性より低く、30歳以降は男性との賃金格差が拡大する傾向にあります。(富山県)

■富山市女性の年齢階級別労働力率



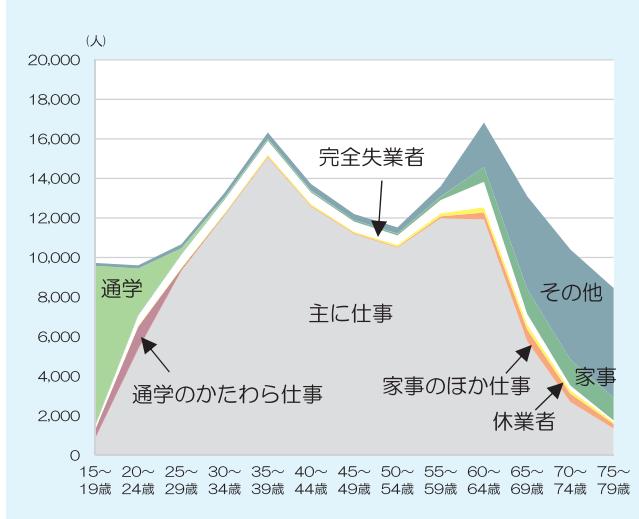
■富山市産業別従業者数



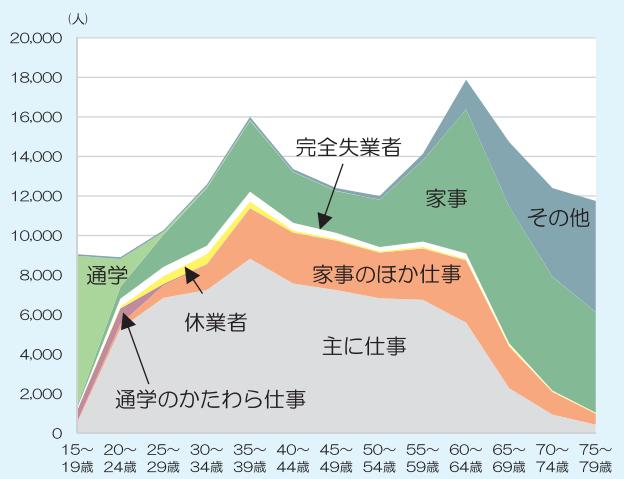
資料:国勢調査

資料:平成26年経済センサス基礎調査

■富山市労働力の状況(男)

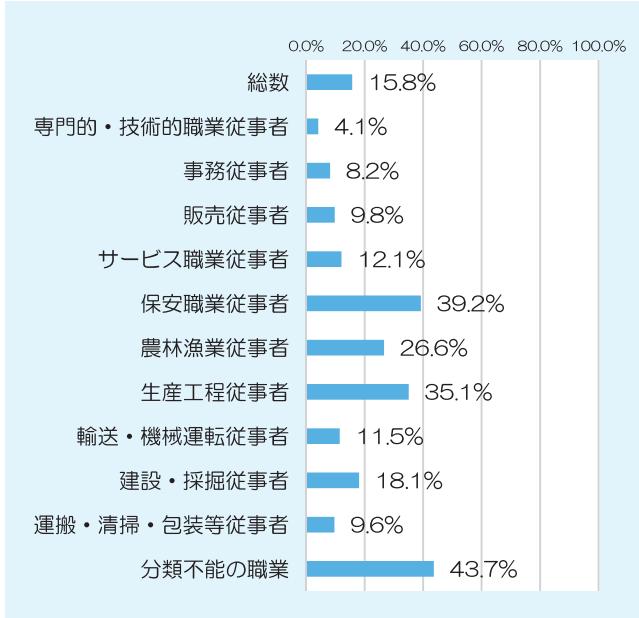


■富山市労働力の状況(女)

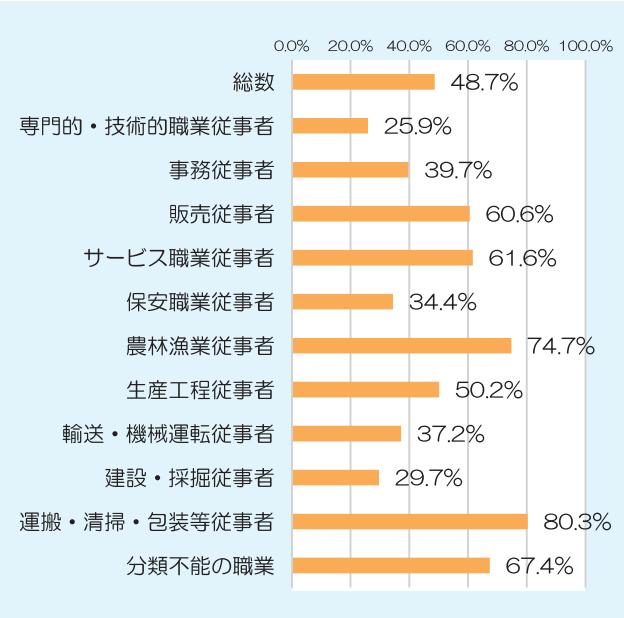


資料:平成22年国勢調査

■富山市の職業別非正規者比率(男)

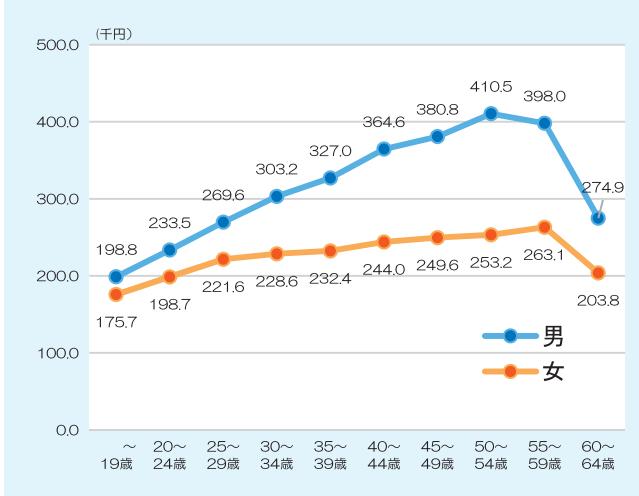


■富山市の職業別非正規者比率(女)



資料:平成22年国勢調査

■年齢階級別きまって支給する現金給与額(富山県)



資料:平成27年賃金構造基本統計調査

(3) 配偶者等からの暴力（DV）の状況

DVの被害状況

DVの被害状況(富山県警察本部統計)をみると、配偶者等からの暴力被害の認知件数は増加傾向にあり、被害者の年齢は20~40歳代に集中しています。

■配偶者からの暴力事案等の被害状況(富山県)



資料:富山県警察本部統計

■被害者の年齢(富山県)

	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年	
	計		計		計		計		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
10歳代	0	0	1	0	5	0	4	0	8	0
	0	0	0	1	0	5	0	4	1	7
20歳代	67	62	88	81	93	90	97	90	94	80
	5	62	7	81	3	90	7	90	14	80
30歳代	104	98	133	127	123	113	127	112	145	115
	6	98	6	127	10	113	15	112	30	115
40歳代	58	54	99	93	97	90	94	86	114	94
	4	54	6	93	7	90	8	86	20	94
50歳代	30	24	30	27	35	28	38	35	34	25
	6	24	3	27	7	28	3	35	9	25
60歳代	31	30	35	35	41	39	34	32	30	23
	1	30	0	35	2	39	2	32	7	23
70歳代以上	24	24	28	27	22	21	33	29	35	31
	0	24	1	27	1	21	4	29	4	31
年齢不詳	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

資料:富山県警察本部統計

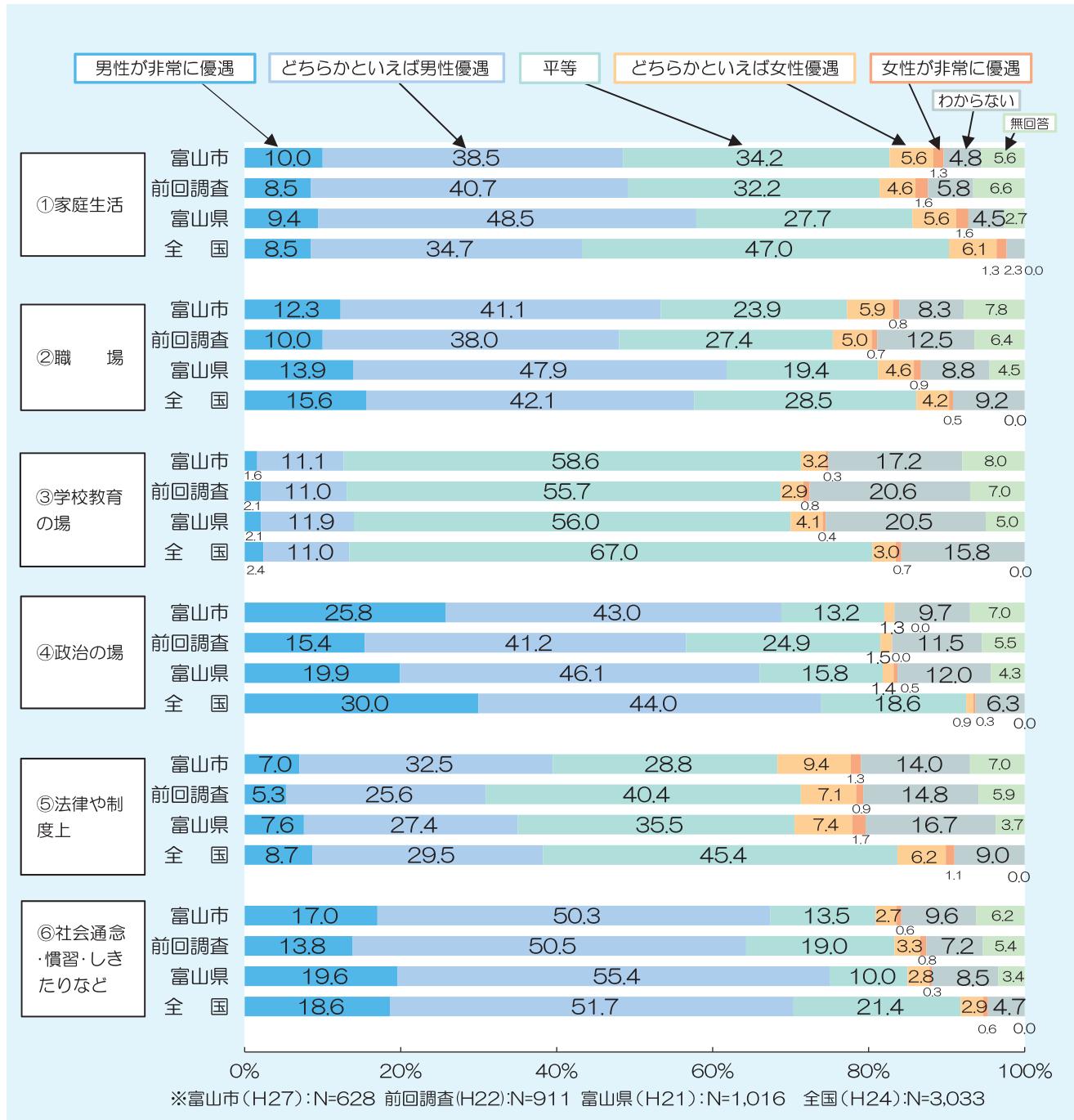
(4) 富山市民意識調査からみる現状分析

①男女の平等感について

「家庭生活」「職場」「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度上」「社会通念・慣習・しきたりなど」の6つの分野で「平等」とした割合は、「学校教育の場」が58.6%と最も多くなっています。全国、富山県でも同様ですが、特に全国は67.0%と、本市に比べて8.4ポイント多くなっています。

男性優遇とした割合は、「政治の場」が68.8%と最も多く、「社会通念・慣習・しきたりなど」が67.3%、「職場」が53.4%、「家庭生活」が48.5%となっています。

■男女の平等感（前回調査(H22)、全国、富山県との比較）

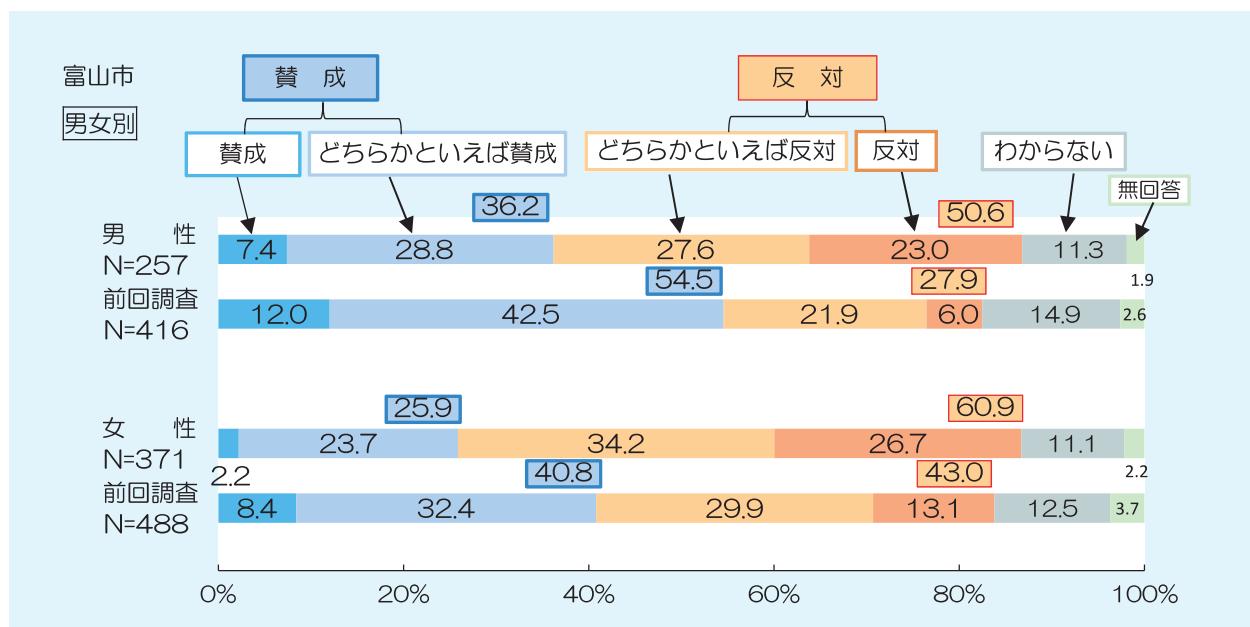
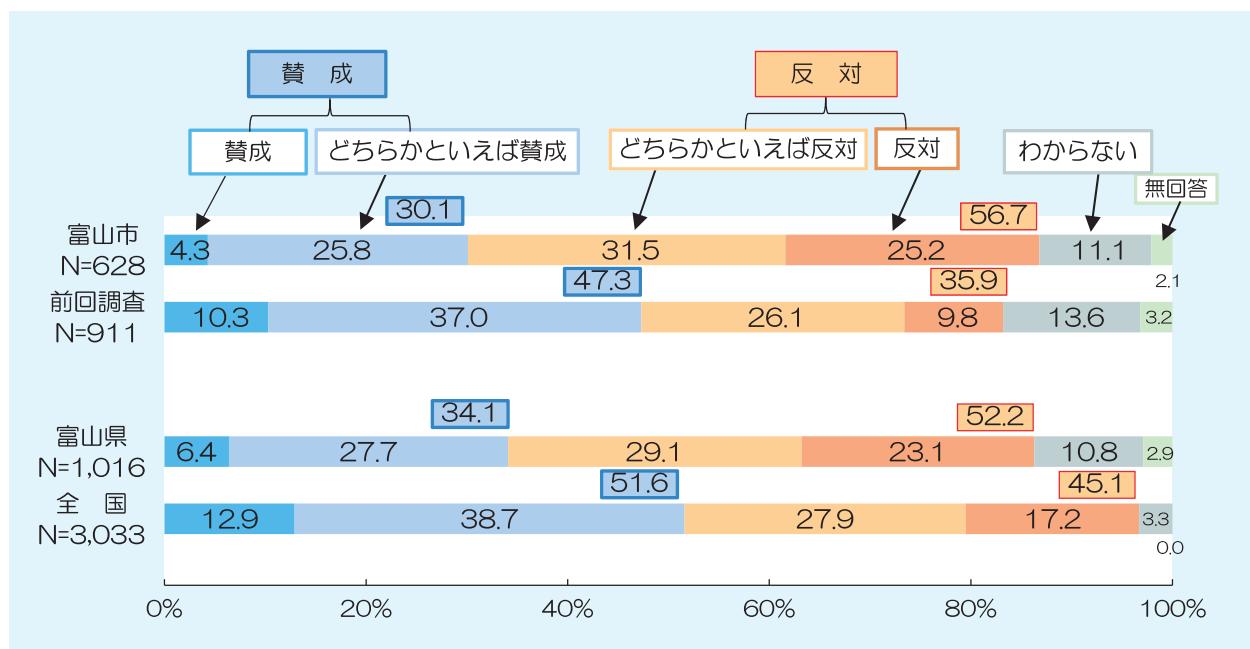


資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

②仕事と家庭における男女の役割について

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、反対とした割合（「反対」+「どちらかといえば反対」）が56.7%と、賛成とした割合（「賛成」+どちらかといえば賛成）30.1%を26.6ポイント上回っています。前回調査（平成22年）では賛成とした割合が反対とした割合を上回っていましたが、今回調査では、賛成とした割合が前回より17.2ポイント減少、反対とした割合が20.8ポイント増加しています。賛成とした割合を富山県、全国と比べると、それぞれ4.0ポイント、21.5ポイント少なくなっています。

■ 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方（前回調査(H22)、全国、富山県との比較、男女別）

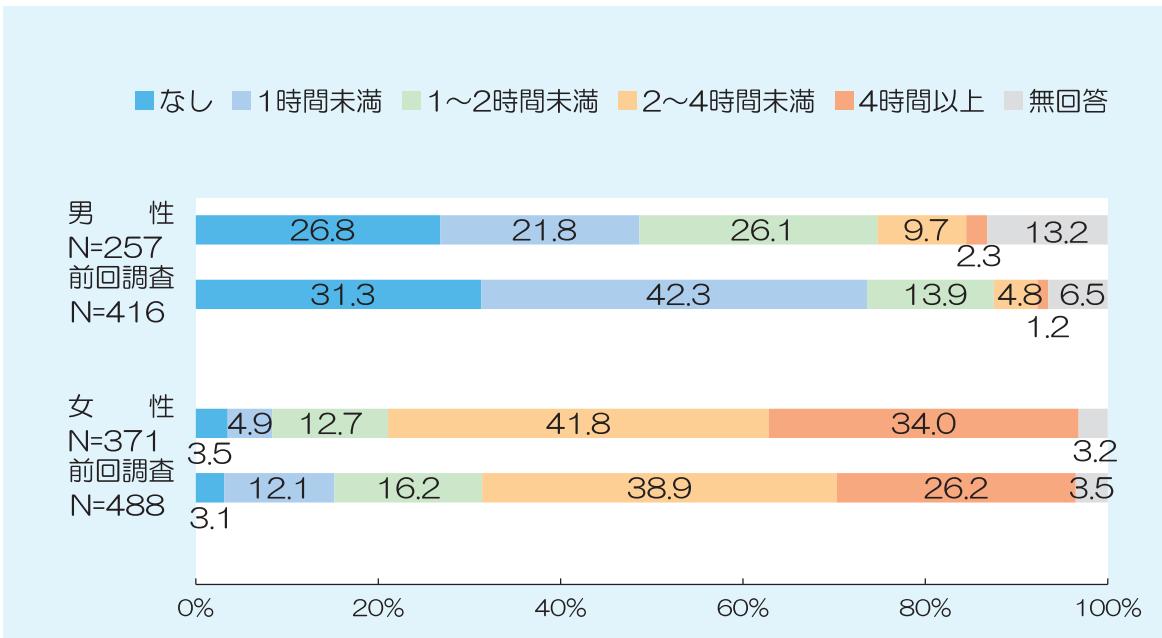


資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

平日の家事時間についてみると、女性は「2~4 時間未満」が 41.8%、「4 時間以上」が 34.0%と、2 時間以上が 75.8%となっています。男性は「なし」が 26.8%、「1 時間未満」が 21.8%、「1~2 時間未満」が 26.1%と、2 時間未満は 74.7%となっています。

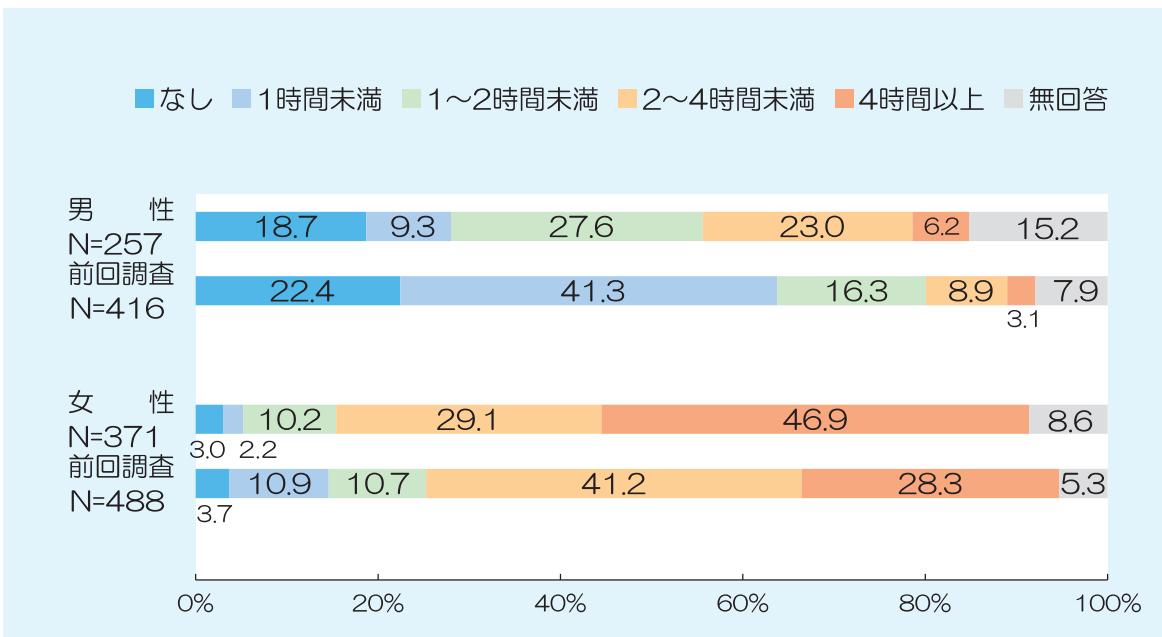
休日の女性は「4 時間以上」が 46.9%と半数近くを占め、男性を 40.7 ポイント上回り、また平日に比べて 12.9 ポイント多くなっています。

■家事の時間（平日）（男女別、前回調査(H22)との比較）



資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

■家事の時間（休日）（男女別、前回調査(H22)との比較）

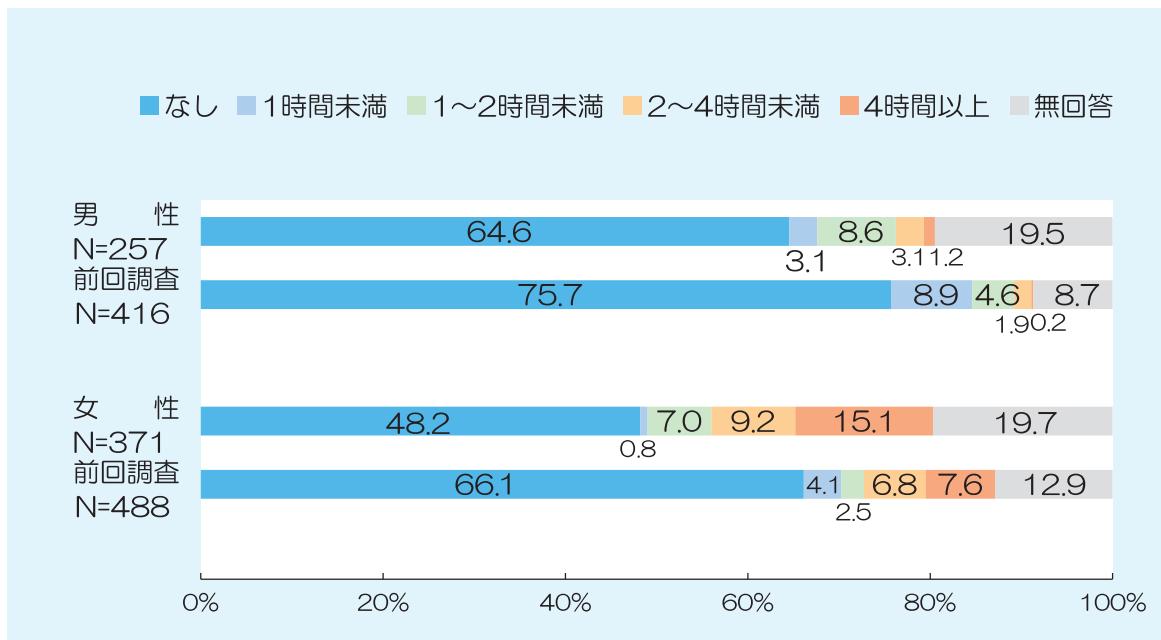


資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

育児時間については、平日の女性は「4 時間以上」が 15.1%、「2~4 時間未満」が 9.2%と、2 時間以上が 24.3%となっています。男性は「1~2 時間未満」が 8.6%、2 時間以上は 4.3%となっています。

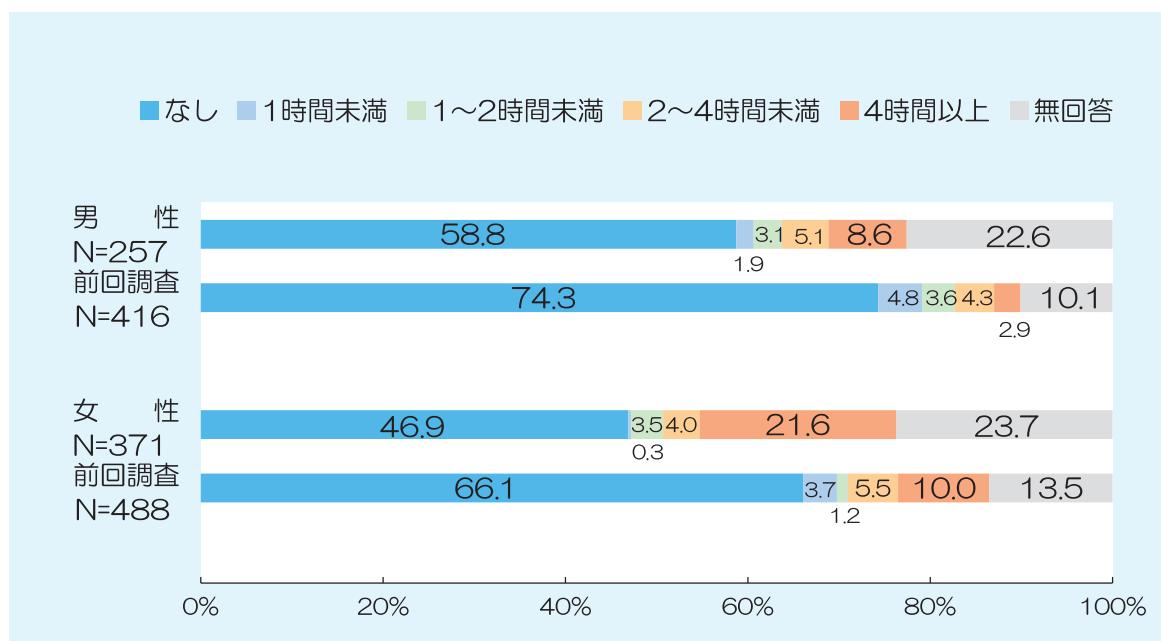
休日の女性は「4 時間以上」が 21.6%、「2~4 時間未満」が 4.0%と、2 時間以上が 25.6%と、平日を 1.3 ポイント上回っています。男性は、2 時間以上が 13.7% と、平日に比べて 9.4 ポイント多くなっています。

■育児の時間（平日）（男女別、前回調査(H22)との比較）



資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

■育児の時間（休日）（男女別、前回調査(H22)との比較）



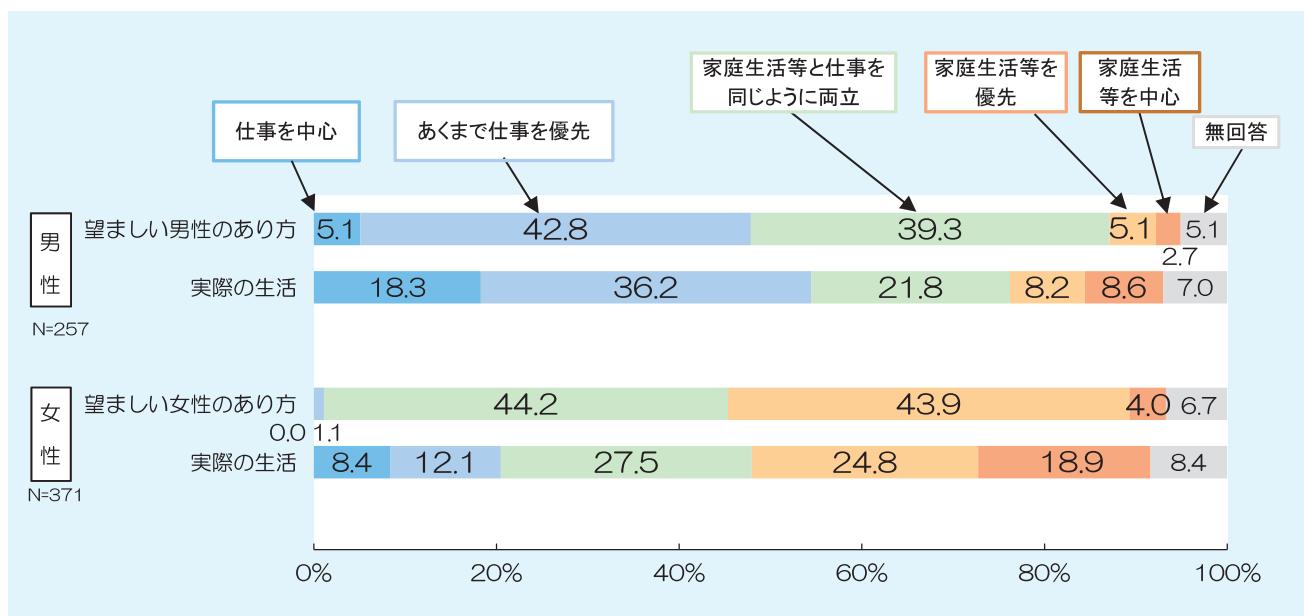
資料：平成 27 年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

③ワーク・ライフ・バランスについて

男性が考える「望ましい男性のあり方」については、仕事を優先とする割合（「仕事を中心」＋「あくまで仕事を優先」）が47.9%、「家庭生活等と仕事の両立」が39.3%となっていますが、実際の生活では、仕事を優先とする割合が多く54.5%と半数を超え、「家庭生活等と仕事の両立」が21.8%となっています。

女性が考える「望ましい女性のあり方」については、家庭生活等を優先とする割合（「家庭生活等を中心にする」＋「仕事には携わるが家庭生活等を優先させる」）が47.9%、「家庭生活等と仕事の両立」が44.2%となっていますが、実際の生活では「家庭生活等と仕事の両立」が27.5%、仕事を優先とする割合が20.5%となっています。

■望ましい男性・女性のあり方（理想と現実）



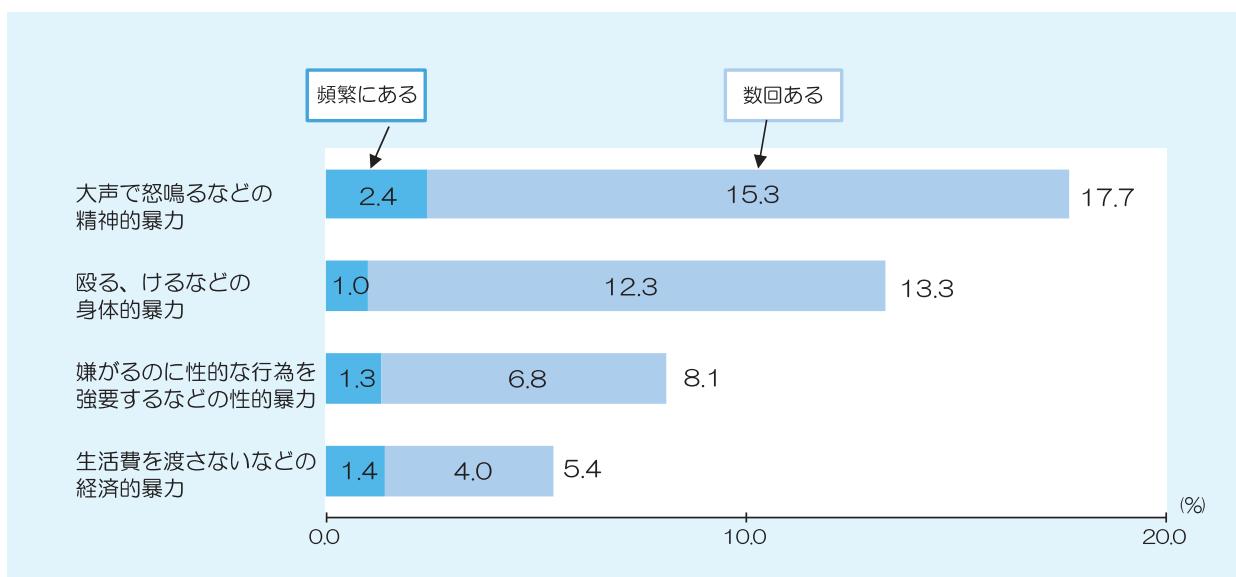
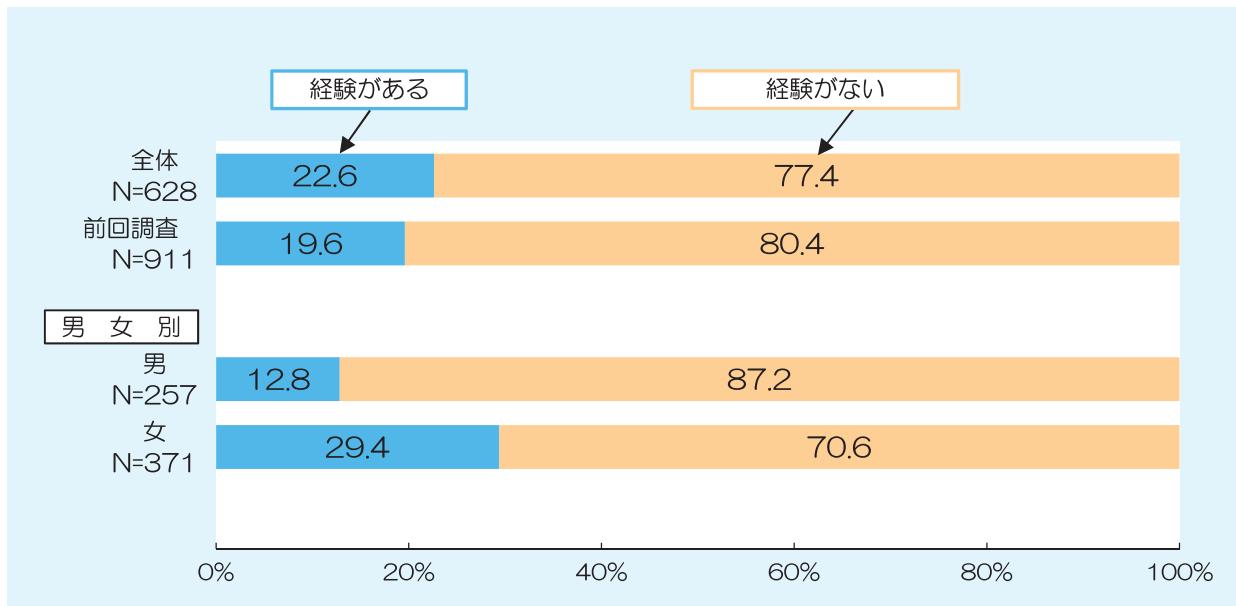
資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

④DVを受けた経験について

本市調査では、DVを受けた経験があると答えた人は全体で22.6%、男性は12.8%、女性は29.4%に達し、前回調査（平成22年）と比べると、「経験がある」とした割合は3.0ポイント増加しています。

4つの暴力行為のうち、精神的暴力の経験が一番多く17.7%（「頻繁にある」2.4%+「数回ある」15.3%）。次いで身体的暴力は13.3%（「頻繁にある」1.0%+「数回ある」12.3%）、性的暴力は8.1%（「頻繁にある」1.3%+「数回ある」6.8%）、経済的暴力は5.4%（「頻繁にある」1.4%+「数回ある」4.0%）となっています。

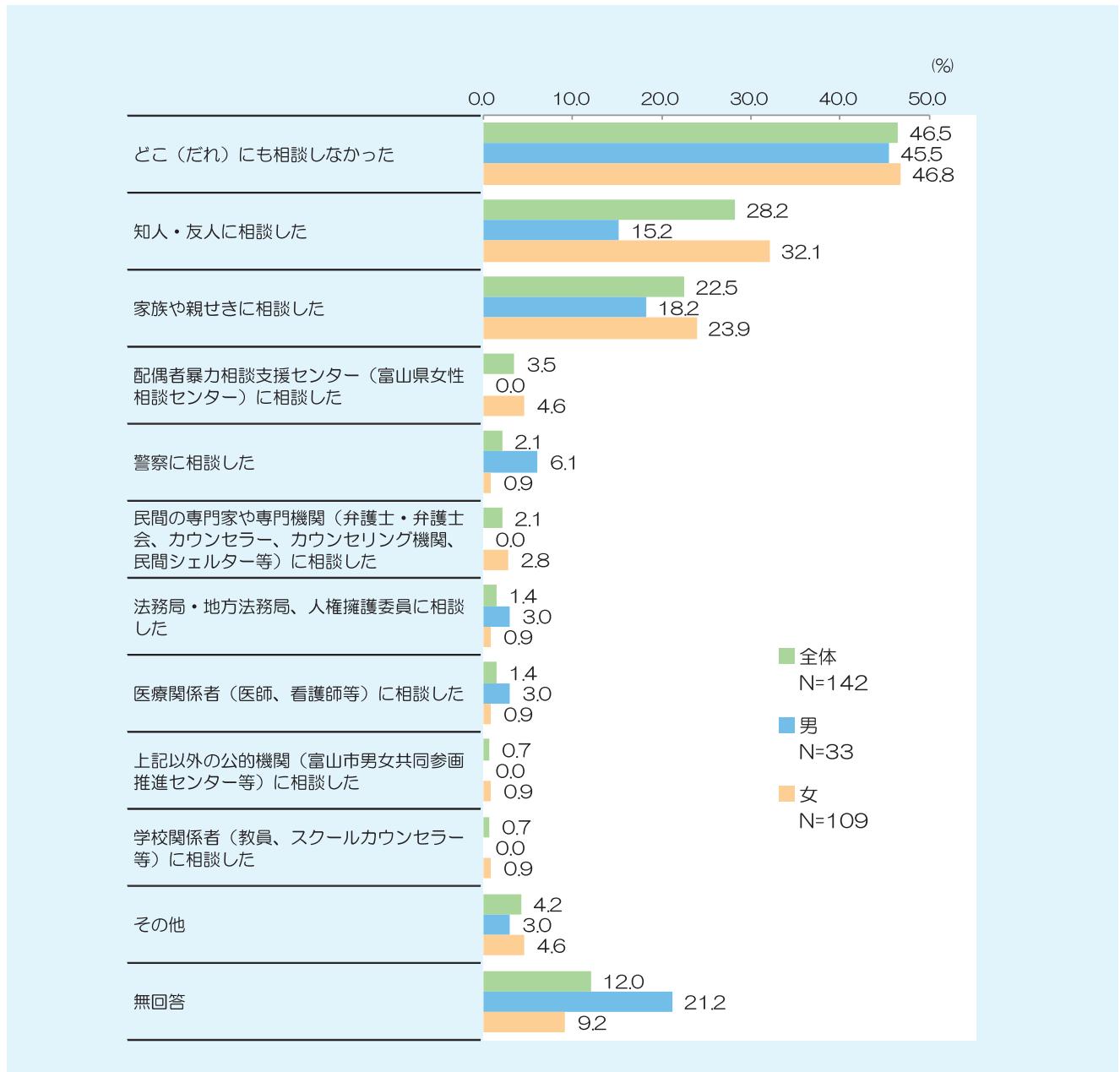
■DVを受けた経験（前回調査(H22)との比較、男女別）



資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

一つでもDV経験がある人のうち、どこか（だれか）に相談したかをみると、「どこ（だれ）にも相談しなかった」が46.5%と半数近くを占めています。相談した人の相談先は「知人・友人」が28.2%、「家族や親せき」が22.5%となっています。

■DVの相談先（複数回答）

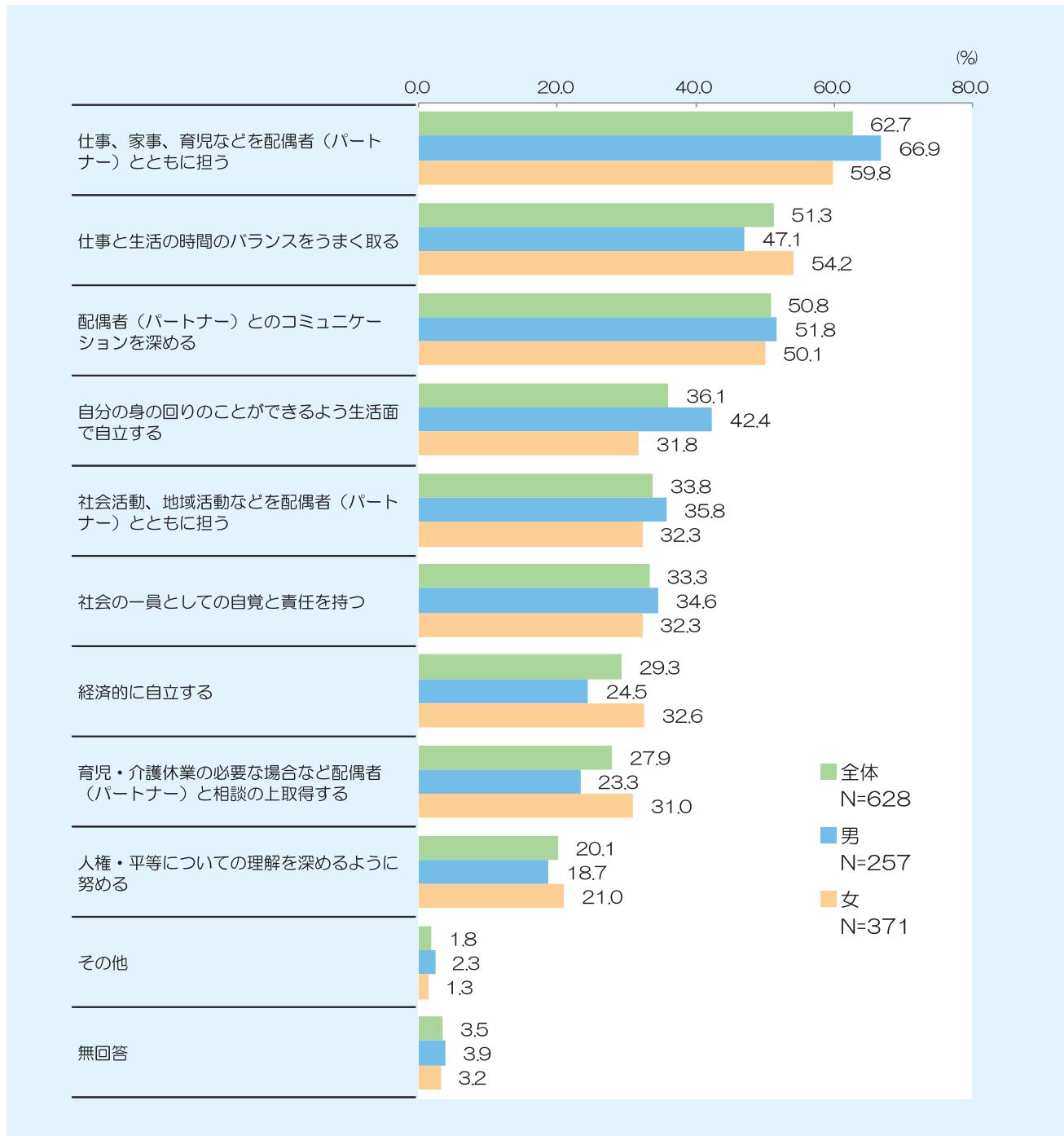


資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

⑤男女共同参画の取り組みについて

男女共同参画を推進するために必要だと思うことは、「仕事、家事、育児などを配偶者（パートナー）とともに担う」が62.7%、次いで「仕事と生活の時間のバランスをうまく取る」が51.3%、「配偶者（パートナー）とのコミュニケーションを深める」が50.8%となっています。

■男女共同参画を推進するために必要なこと（複数回答）



資料：平成27年度富山市男女共同参画に関する市民意識調査

(5) 国・県の動き

「富山市男女共同参画プラン後期実施計画 2012-2016」策定後の国・県の主な動きは次のとおりです。

<国の動き>

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

「子ども・子育て支援新制度」の実施

平成 24 年、子ども・子育て関連 3 法が制定され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子育て家庭を社会全体で支えていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年から実施されました。また、平成 28 年には、従業員が働きながら子育てしやすい環境を整えて、離職の防止、就労の継続、女性の活躍等を推進する企業を支援する「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

◆女性の活躍推進

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行

平成 27 年、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定され、301 人以上の労働者を雇用する事業主に、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられました。

◆男女共同参画全般の推進

「第4次男女共同参画基本計画」の策定

平成 27 年、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」などの 12 項目を重点分野とする、第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。

<富山県の動き>

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」の策定

平成 26 年、改正DV防止法が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についてもDV防止法の適用対象となったことや、本県でも顕在化しているDV被害の現状などを踏まえ、平成 28 年に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」が策定されました。

2 主要課題

(1) 意識と行動のギャップ

市民意識調査をみると、意識と行動の間でギャップが垣間見られます。「学校教育の場」における平等感は6割を占めますが、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「職場」で5割以上が男性優遇を感じています。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対する「反対」が「賛成」を上回っているものの、実際の生活時間では、男性は仕事中心、女性は家庭中心の傾向が見られます。

こうした意識と実生活のギャップをなくし、男女が支え合って社会生活を営む文化風土を醸成する必要があります。

(2) 限定される働き方の選択肢

各種統計調査の結果から、女性の中には、出産・育児を理由に一旦退職し、育児等を終えた後に、再び就職を希望しても、家計補助的な非正規雇用の職がほとんどで、自らの働き方の選択肢が限定されているという状況が多く見られます。

様々な分野で、性別に関わらずすべての人が活躍できるような社会を実現するため、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場面において、個性を尊重し多様な生き方を受け入れ、認めあう社会を作り上げていく必要があります。

(3) 女性に偏る負担

国勢調査によれば、本市の人口は平成27年の調査で減少に転じ、また、生産年齢人口の減少も予想される中、女性の社会進出が期待されています。しかし育児や家事など、家庭生活の負担の多くは女性に偏っており、家庭生活と仕事の両立を困難にしている要因と言えます。

男女問わず、能力や意欲のある人が継続して仕事を続けることができ、経済的な不安を減らすとともに、家庭や地域で支え合い、女性の育児・家事への負担感を減らす環境づくりが求められています。

(4) 増え続ける配偶者等からの暴力（DV）

性暴力、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に認められるものではありません。中でも、DVは、その多くが外部からの発見が困難な家庭内において行われ、被害を受けても外部に相談することに抵抗を感じる人が未だ多いことから、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい傾向にあります。

男女がお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会を実現するため、今後も男女間のあらゆる暴力を未然防止するための意識啓発、被害者の視点に立った相談体制整備などに取り組む必要があります。



第2章 基本計画

第2章 基本計画

1 計画の基本理念

少子・高齢化が進み、人口減少社会に突入した時代にあって、社会の多様性と活力を高め、より豊かに発展していくため、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画を推進していくことは、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

「富山市男女共同参画推進条例」で掲げる基本理念のもとに、「男女共同参画社会」の実現を目指します。

富山市男女共同参画推進条例で掲げる7つの基本理念

◆男女の人権の尊重（条例第3条より）

男女を問わずすべての人は、個人としての尊厳を重んじられなくてはなりません。個人としての能力を十分に發揮する機会を確保される必要があります。

◆社会制度や慣行についての配慮（条例第4条より）

男女のどちらかが優遇と感じられる制度や慣行を見直し、男女の自由な活動の選択を妨げることのないような配慮が必要です。

◆政策等の立案・決定における共同参画機会の確保（条例第5条より）

男女はお互い認め合いながらよりよい社会を築いていくためのパートナーです。政策立案・方針決定とともに参画する機会が確保されることが重要です。

◆家庭生活と社会活動の両立（条例第6条より）

家庭生活の営みとその他の社会活動を両立できるように、よりよい社会づくりに取り組む必要があります。

◆男女の性の尊重と生涯にわたる健康への配慮（条例第7条より）

男女が互いの身体の違いを理解して性を尊重し、すべての人が生涯にわたって、心身の健康を確保し生活できる環境に配慮する必要があります。

◆世界的視野の下での男女共同参画（条例第8条より）

男女共同参画推進の様々な取組は国際的な動きとともに進められてきたことから、この動きについて理解と関心を深め、連携・協力しながら男女共同参画推進に関わることが重要です。

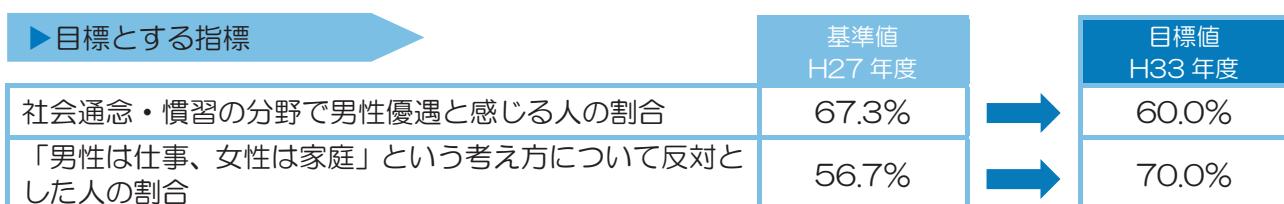
◆市、市民及び事業者の協働（条例第9条より）

男女共同参画の推進のため、市、市民や事業者はそれぞれの役割を理解し、お互いが協働して取り組むことによって、より大きな成果を目指すことが重要です。

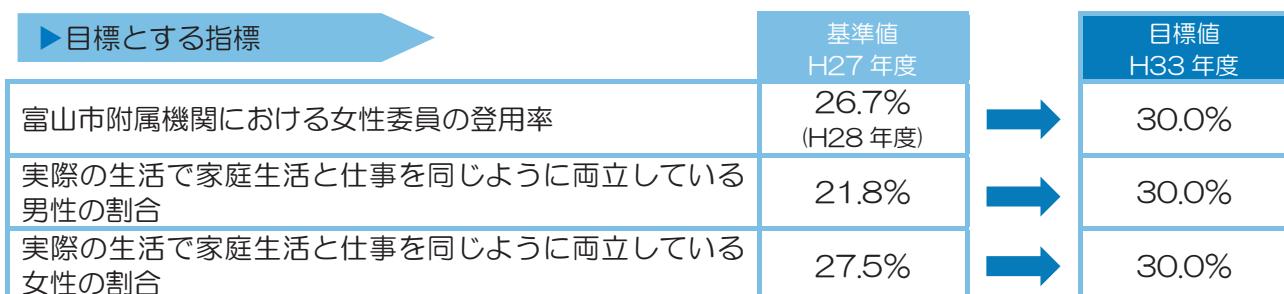
2 基本目標

富山市男女共同参画推進条例の基本理念に鑑み、様々な課題に対応するため基本目標と施策等を定め、各種施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標 1	男女共同参画の意識の醸成から行動を促す
● 施策方針	<ul style="list-style-type: none"> 「男は男らしく、女は女らしく」とする固定的観念から脱却し、個性を尊重し、多様な生き方を受け入れ、認め合う社会をつくるため環境を整える。 男女共同参画の意識の浸透と、実際の行動に結びつける取組を推進する。
● 取り組む主要テーマ	<ul style="list-style-type: none"> (1)男女の人権尊重、平等意識の啓発 (2)男女共同参画を推進する教育・学習の充実 (3)心と体の健康づくり



基本目標 2	【富山市女性活躍推進計画】 男女が共にいきいきと活躍する社会を創る
● 施策方針	<ul style="list-style-type: none"> 多様な働き方ができ、経済的自由や自己実現につなげられる社会システム(文化風土を含む)に変革する。 誰もが能力を発揮できる職場づくりを推進する。
● 取り組む主要テーマ	<ul style="list-style-type: none"> (1)あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成 (2)女性の自己実現、経済的自由の支援 (3)誰もが能力を発揮できる環境の整備



基本目標 3	支え合う家族・地域社会づくりの推進
● 施策方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家族ぐるみ、地域ぐるみで子育てや介護等ができる環境をつくる。 ・自治会等地域活動における女性の参画拡大を図る。
● 取り組む主要テーマ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家族ぐるみの支え合い (2) 地域における男女共同参画の推進

▶目標とする指標	基準値 H27 年度	目標値 H33 年度
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合 (平日)	48.6%	25.0%
1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合 (休日)	28.0%	15.0%
男女共同参画推進地域リーダー主催の行事参加者数	1,921 人	3,000 人

基本目標 4	【第2次富山市DV対策基本計画】 男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進
● 施策方針	<ul style="list-style-type: none"> ・男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくりを推進する。 ・相談しやすい環境づくりを推進する。 ・DV 被害者の支援と関係機関の連携を強化する。
● 取り組む主要テーマ	<ul style="list-style-type: none"> (1) 男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり (2) 相談体制の強化 (3) 安全確保と自立支援 (4) DV 対策推進体制の強化

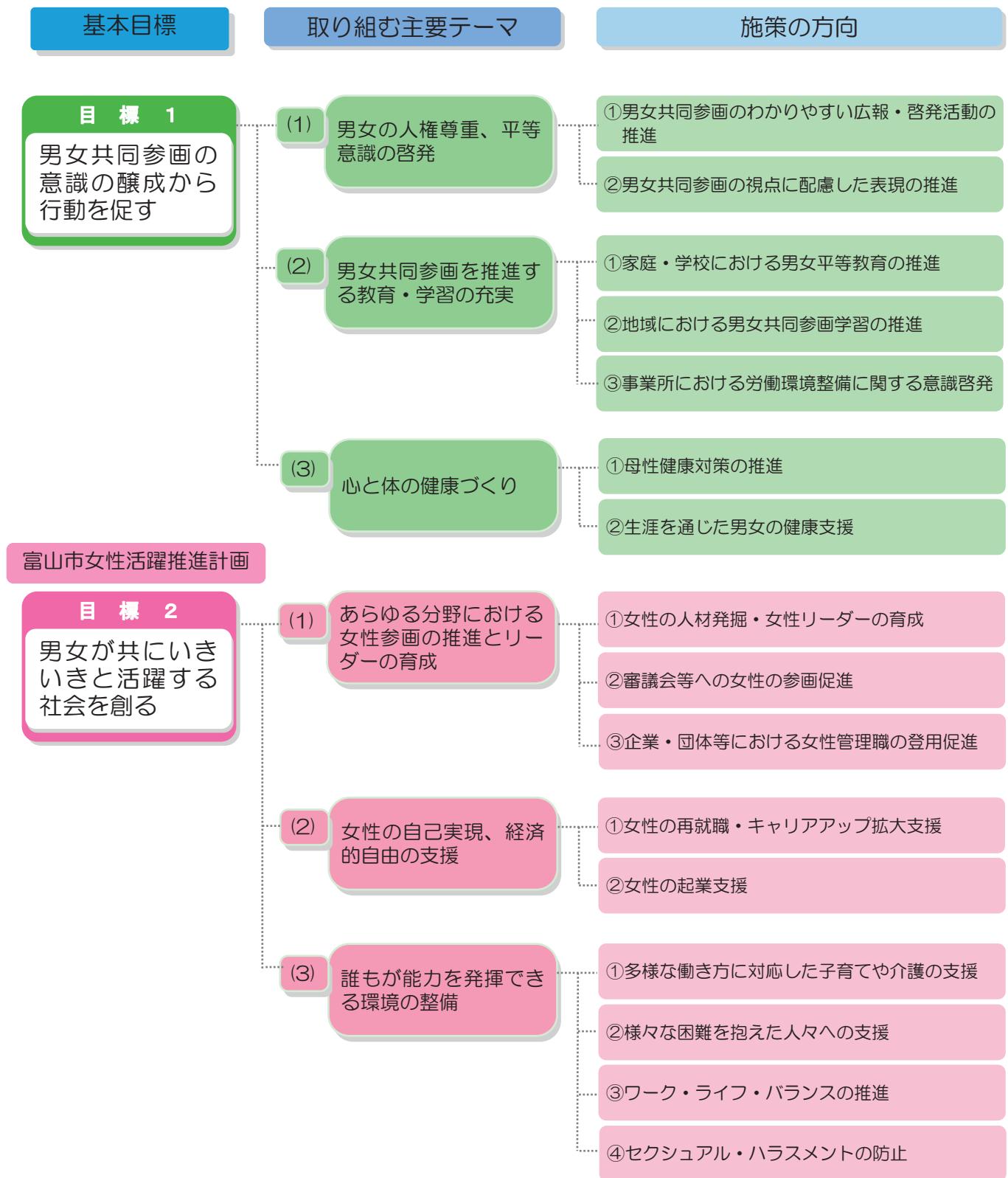
▶目標とする指標	基準値 H27 年度	目標値 H33 年度
DVを受けた経験がある人の割合	22.6%	10.0%
DV被害にあった際、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	46.5%	25.0%
DV被害にあった際、どこに相談したらよいのかわからなかった人の割合	9.1%	5.0%

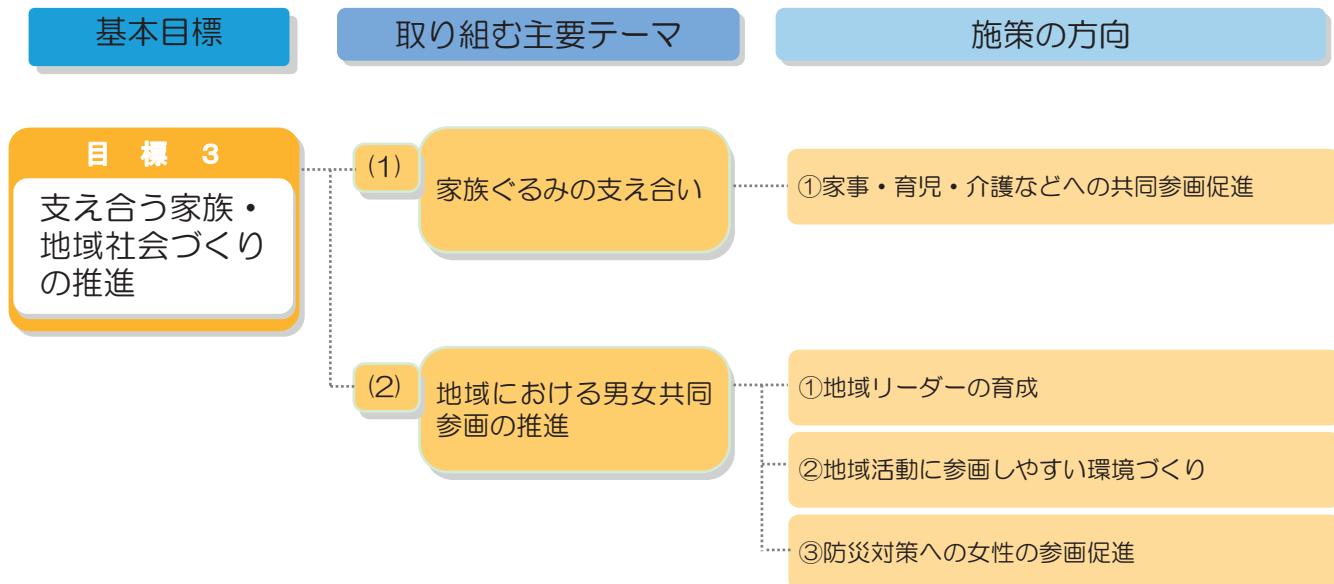
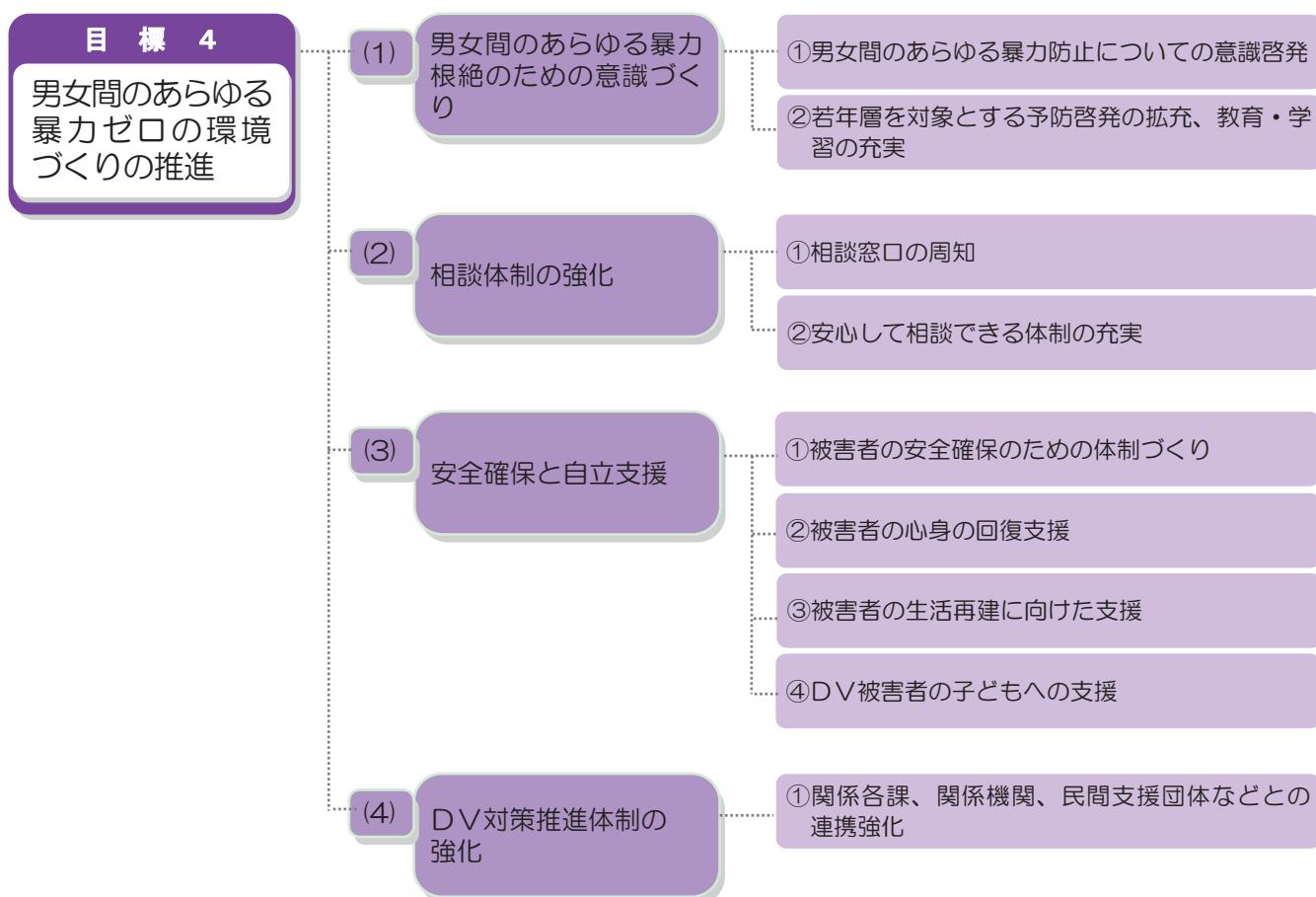


第3章 実施計画（前期）

第3章 実施計画（前期）

実施計画（前期）体系図 平成29(2017)年度-平成33(2021)年度



**第2次富山市DV対策基本計画**

基本目標

1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す

取り組む主要テーマ1-(1) 男女の人権尊重、平等意識の啓発

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等の意識を持つことが必要であり、性別に関わりなく、個性と能力を十分発揮することができるよう、お互いの人権を尊重しあうことが重要です。

市民意識調査で男女の平等感について尋ねた結果をみると、政治の場や職場、また社会通念・慣習・しきたりなどにおいて、依然として男性優遇とする割合が多くなっています。

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、反対とする割合が賛成とする割合を上回っており、賛成とする割合の方が多かった5年前の調査と比べると、逆の結果となりました。固定的な性別役割分担意識は薄らいできたように思えますが、実際の生活では、男性は仕事を優先、女性は家庭生活等を優先する割合が多くなっています。

こうした意識と実生活のギャップをなくし、男女がともに支え合い、それぞれの能力や適性に応じた自由な生き方の選択が尊重されていくために、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて男女共同参画に向けた幅広い啓発・情報提供活動を継続的に行っていく必要があります。

施策の方向 1-(1) ① 男女共同参画のわかりやすい広報・啓発活動の推進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
1	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行 (再掲) 体系 3-(1)-① 施策 No.131	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。	男女参画・市民協働課	継続
2	男女共同参画に関する調査及び情報の開示	「男女共同参画に関する市民意識調査」を定期的に実施し、市民の意識変化の調査を行い、市民のニーズに合った施策展開を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
3	男女共同参画市民フェスティバルの開催 (再掲) 体系 4-(1)-① 施策 No.156	「男女共同参画市民フェスティバル」を開催し、男女共同参画に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
4	男女平等意識を育む啓発冊子の発行 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.15	固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を初等教育期に育むため、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・市民協働課	継続
5	コンクール形式による啓発 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.16	男女共同参画に関する作文を募集してコンクールを開催することにより、男女共同参画について考える機会を設け、意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
6	男女共同参画講座の開催	男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための啓発講座を開催します。	男女共同参画推進センター	継続
7	男女共同参画推進センター事業の案内	男女共同参画推進センターの男女共同参画に関する講座の案内などを「広報とやま」や推進センターのホームページに掲載し、意識啓発のための情報提供を図ります。	男女共同参画推進センター	継続
8	男女共同参画に関する資料などの配置	男女共同参画に関する資料を CiC 内等に配置し情報提供します。また、男女共同参画週間等にあわせ、パネルやリーフレットなどを展示します。	男女共同参画推進センター	継続
9	大学等と連携した「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座の開催	大学等と連携し、学生等を対象に、「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座を開催し、若者の意識改革を促します。	男女共同参画推進センター	新規
10	地域における「働き方改革」や「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座の開催	地域で開催する講座や啓発活動など、一般市民を対象にした事業において、「女性活躍推進」や「働き方の見直し」、「ワーク・ライフ・バランス」等に関する内容で開催し、「固定的な性別役割分担意識」の改革を図り、男性の家事・育児・介護等への理解や前向きな参画を促します。	男女共同参画推進センター	新規

※「区分」欄は施策の実施内容により、次のように記載しています。

新規＝第1次プラン（～H28年度）に掲載がなく、第2次プランで新たに掲載する施策

継続＝第1次プランより拡充・充実して、また、引き続き同内容または縮小して実施する施策

施策の方向 1- (1) ② 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
11	市の刊行物に関するガイドラインの市職員への普及啓発	市が発行する刊行物に関するガイドラインを必要に応じて見直すとともに全庁的に周知し、男女共同参画の視点で市の刊行物などの見直しを図り、職員への普及、啓発に努めます。	男女参画・市民協働課	継続

取り組む主要テーマ 1- (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

現状と課題

男女平等意識を高めるには、次代を担う子どもたち一人ひとりが、各々の個性と能力を發揮して成長していくことができるよう、男女共同参画に取り組む必要があります。

市民意識調査によると、男女の地位の平等意識について「学校教育の場」では約6割が平等としていますが、「職場」「家庭生活」「地域活動」においては、約半数が男性優遇と回答しています。

最も身近な生活の場である家庭及び学校などの教育の場では、保護者・教職員の考え方方が子どもたちに与える影響が大きいため、子どもたちが幅広い分野に関心を向けられるよう、保護者への男女共同参画や人権に関する学習機会の提供や教職員研修会の開催、指導事例集の発行など、子どもたちの発達段階に応じた教育の充実に努める必要があります。

また、地域では、男女共同参画についての理解が深まるような学習講座を開催し、事業所等に対しては、就業環境の改善に取り組むよう働きかけるなど、意識啓発や情報提供の充実に努める必要があります。

施策の方向 1- (2) ① 家庭・学校における男女平等教育の推進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
12	人権啓発フェスティバルの開催 (再掲) 体系 4-(1)-① 施策 No.151	「人権啓発フェスティバル」を開催し、広く一般に、人権教育、人権啓発推進を図ります。	市民生活相談課	継続
13	「広報とやま」を通じた人権啓発活動の実施 (再掲) 体系 4-(1)-① 施策 No.152	人権週間、人権擁護委員の日に併せて、人権啓発に関する記事を掲載します。	市民生活相談課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
14	各種研修会での人権啓発活動の実施 (再掲) 体系 4-(1)-① 施策 No.153	出前講座メニュー「人権ってなに?」を活用し、人権啓発活動を開けします。	市民生活相談課	継続
15	男女平等意識を育む啓発冊子の発行 (再掲) 体系 1-(1)-① 施策 No.4	固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等意識を初等教育期に育むため、小学生を対象とした啓発冊子を作成します。	男女参画・市民協働課	継続
16	コンクール形式による啓発 (再掲) 体系 1-(1)-① 施策 No.5	男女共同参画に関する作文を募集してコンクールを開催することにより、男女共同参画について考える機会を設け、意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
17	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の実施 (再掲) 体系 1-(2)-② 施策 No.22	規範意識や社会性を高めるとともに、性別役割分担意識にとらわれない職業選択の平等について学習するために、中学2年生が、校外での職場体験や福祉・ボランティア活動に参加します。	学校教育課	継続
18	人権尊重教育の推進のための教職員研修会の開催	様々な差別や偏見を排し、人権感覚を高めるための研修を推進します。	学校教育課	継続
19	人権教育の指導事例集の発行	すべての人権教育の場面で、児童・生徒が互いを尊重し合えるよう、指導事例集を作成し、人権に関する意識を高めます。	学校教育課	継続
20	人権教育推進事業の実施 (再掲) 体系 4-(1)-① 施策 No.159	「人権フォーラム」を開催し、人権問題に関する普及・啓発を図ります。	生涯学習課	継続

施策の方向 1- (2) ② 地域における男女共同参画学習の推進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
21	ボランティア活動の促進 (再掲) 体系 3-(2)-② 施策 No.138	ボランティア活動に意欲を持つ市民にボランティア情報を積極的に提供するとともに、活動例を広く周知し、誰もが気軽にボランティアに取組める環境の整備に努めます。	男女参画・市民協働課	継続
22	社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業の実施 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.17	規範意識や社会性を高めるとともに、性別役割分担意識にとらわれない職業選択の平等について学習するために、中学2年生が、校外での職場体験や福祉・ボランティア活動に参加します。	学校教育課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
23	女性の学習活動の支援 (公民館ふるさと講座) (再掲) 体系 2-(1)-① 施策 No.63	市立公民館を拠点に、地域が主体となって公民館ふるさと講座などを開設し、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供します。	生涯学習課	継続

施策の方向 1- (2) **(3) 事業所における労働環境整備に関する意識啓発**

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
24	育児・介護休業制度の周知・啓発 (再掲) 体系 2-(3)-③ 施策 No.122	育児・介護休業制度の周知を図り、男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境となるよう啓発に努めます。	商業労政課	継続
25	女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 (再掲) 体系 2-(1)-③ 施策 No.70 体系 2-(2)-① 施策 No.84 体系 2-(3)-③ 施策 No.127	女性の積極登用やワーク・ライフ・バランスに資する取組等を推進するため、国や県など関係機関と連携し、職場における男女格差解消に向けた「ポジティブ・アクション」の取組や、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	新規

取り組む主要テーマ 1- (3) 心と体の健康づくり

現状と課題

男女がともにお互いの身体的特質を十分に理解し、人権を尊重し、相手に対する思いやりをもって生きることは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提といえます。特に女性は、妊娠・出産の可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があり、ライフステージに応じた健康の管理・保持増進に努めていくことが重要です。

男女がお互いの性差を理解し、心身ともに健康に過ごすことができるよう、正確な知識と情報の提供を充実させ、生涯にわたる総合的な健康支援の取組みを推進する必要があります。

施策の方向 1- (3)

① 母性健康対策の推進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
26	妊産婦への医療費助成	妊産婦に対し医療費を助成することによりその疾病の早期発見と適切な医療の確保を図ります。対象は、6つの対象疾病の診断を受けた妊産婦で、保険診療自己負担分を助成します。	家庭児童相談課	継続
27	ひとり親家庭等への医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費を助成することにより、生活の安定と福祉の増進を図ります。対象は、ひとり親家庭等の父若しくは母又は養育者及びその児童で、保険診療自己負担分を助成します。	家庭児童相談課	継続
28	遺伝相談の実施	母性保護の立場から、子どもを健やかに産み育てるための医学的・遺伝学的な相談を行うとともに、命の尊さ・生命倫理についての啓発を図ります。	保健所保健予防課	継続
29	家族計画相談の実施	相談窓口や訪問時に家族計画指導を行い、計画的に子どもを生み育てるための支援を行います。	保健所保健予防課	継続
30	母子健康手帳交付及び啓発資料の配布	女性が母性を育み、子どもを健やかに生み育てることのできる環境づくりの一環として、母子健康手帳を交付するとともに、副読本を配布します。	保健所健康課	継続
31	乳幼児発達支援事業の実施	妊娠・出産・育児に伴う不安を解消し、専門家による心理精神面に対応した相談を実施し、育児支援を行うとともに、乳幼児の発達支援及び健康の保持増進を図ります。	保健所健康課	継続
32	妊産婦への健康診査・訪問指導及び妊婦健康相談の実施	健やかな子どもを生み育てるために、妊産婦に各種健診受診票を交付し、有所見の妊産婦には訪問指導を行うなど、妊産婦の健康管理を支援します。また、母子健康手帳交付時には妊婦への適切な保健指導を行い、健康の保持増進を図ります。	保健所健康課	継続
33	不妊対策事業の実施	不妊に関する相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の助成を行い、少子化対策の充実を図ります。	保健所健康課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
34	妊婦歯科健康診査事業の実施	妊娠届を出した妊婦に対して妊婦歯科健診受診票を交付し、口腔の健康管理を支援します。	保健所健康課	継続
35	乳幼児健康相談の実施	子どもの身体発育や育児について保護者の相談に応じ、育児不安の解消や精神的支援体制の充実を図ります。	保健所健康課	継続
36	乳幼児健康診査の実施	4か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児に、健康診査を行い、疾病や虐待の早期発見と適切な保健指導を行い、育児支援環境の整備及び育児不安の軽減に努めます。	保健所健康課	継続
37	妊娠・出産に関する出前講座の開催	希望した時期に妊娠・出産ができるよう妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図ります。	保健所健康課	新規
38	妊娠・出産に関するフォーラムの開催	若い世代が妊娠・出産・子育てに関心を持ち、自分のライフサイクルを考えることができるよう啓発に努めます。	保健所健康課	新規
39	妊娠応援セミナーの開催	現代女性の問題点や身体を見直し、将来赤ちゃんを産むための身体づくりや、妊娠しやすい身体づくり等の実践的なセミナーを開催します。	保健所健康課	新規
40	妊娠・出産応援企業の育成	仕事を続けながら、希望する時期に妊娠・出産ができる職場環境の実現に向け、応援企業を育成し、事業者の理解が深まるよう啓発に努めます。	保健所健康課	新規
41	企業や従業員に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 (再掲) 体系 1-(3)-② 施策 No.58 体系 2-(3)-③ 施策 No.121	職場における健康管理・保持のための産業保健の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理のための休暇などが取りやすい環境となるよう働きかけます。	商業労政課	継続
42	職場におけるマタニティー・ハラスメント防止のための啓発	職場におけるマタニティー・ハラスメント防止のための方策などについて、国や県、労働関係機関などと連携を図りながら啓発に努めます。	商業労政課	新規
43	女性専用外来の開設	性差に基づく医療の観点から、女性専用外来を設け、女性が安心して受診できる医療体制の整備を図ります。	市民病院経営管理課	継続

施策の方向 1- (3)

(2) 生涯を通じた男女の健康支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
44	歩くスポーツの推進	市内各地域でのウォーキングイベントの開催・支援を行います。	スポーツ課	継続
45	スポーツ・レクリエーション拠点の充実	男女のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進し、スポーツ施設や学校体育施設を利用することで健康増進を図ります。	スポーツ課	継続
46	市民に対する運動啓発	子どもと高齢者のそれに応じた運動プログラムの提供や、体育の日を「いきいきスポーツの日」としてスポーツ施設を無料開放することにより、運動習慣へのきっかけを作ります。	スポーツ課	新規
47	保健・医療・福祉ネットワーク事業の実施 (その1)	市社会福祉協議会が行う地域ぐるみ福祉活動推進事業及び心配ごと相談事業を支援します。	社会福祉課	継続
48	こころの悩みや不安についての相談の実施 (再掲) 体系 4-(3)-② 施策 No.173 体系 4-(3)-④ 施策 No.189	アルコール問題、ひきこもり問題などのさまざまな不安や悩みについての相談、こころの健康相談、自殺予防に関する相談について、保健師や精神保健福祉士、心理士等が対応します。	保健所保健予防課	継続
49	メンタルヘルスセンターの育成	心の健康についての正しい理解の普及啓発や心の健康づくりを図るとともに、精神障害者及びその家族を支援するメンタルヘルスセンターを育成し、精神障害者が生活しやすい環境づくりを推進します。	保健所保健予防課	継続
50	精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発	心の健康に関心を持ち、ストレスによる健康問題や心の病気に対処できるよう、知識と理解を深めるとともに、精神保健福祉にかかわるボランティア意識の醸成を図ります。	保健所保健予防課	継続
51	精神保健福祉相談の実施	ライフサイクルの各段階で生じる精神的なストレスによる心身の不調及び不適応について、本人・家族・関係者を対象に、専門医等による相談を実施し、不安の軽減や医療機関受診など適切な対応に努めます。	保健所保健予防課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
52	正しいエイズ知識の普及啓発	エイズのまん延防止と、この疾患に対する誤解・偏見を無くすため、エイズ相談・検査や健康教育を行い、正しい知識の普及啓発を行います。	保健所保健予防課	継続
53	ゲートキーパーの養成	自殺予防対策として、保健・医療・福祉・労働・教育などの関係機関と連携し、地域・職場・学校のメンタルヘルスを推進するとともに、身近にいる人の心の変化に気づき相談につなげるゲートキーパーを養成します。	保健所保健予防課	新規
54	思春期保健対策事業の実施	思春期の子どもやその保護者を対象に、思春期に特有の医学的問題や、不安や悩みの相談に応じるとともに、思春期の子どもの性の尊重と健康の保持増進を図ります。	保健所健康課	継続
55	健康診査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の被保険者や健康保険加入者の家族などを対象に、生活習慣病の予防、早期発見を行い、心身の健康の保持増進を図ります。 ・死因の第1位であるがんの早期発見のために、市民を対象に、年齢に応じて各種がん検診を実施、死亡率の低下を図ります。 	保健所健康課	継続
56	健康づくり推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活において栄養・運動・休養のバランスを見直し、生涯を通じて健康づくりの普及啓発を図るため、「富山市健康プラン21」を推進するとともに地域の関係機関と連携して健康意識の啓発に努めます。 ・地域全体の健康づくり環境のため、健康づくり交流会や健康づくり展を開催したり、まちぐるみ禁煙支援事業や健康まちづくり推進事業等を実施し、また、プラス1,000歩富山市民運動や、とやま「歩く人。」事業を通して、身体活動増加の意識付けを推進します。 ・食生活の改善から健康管理に取り組むため、地域で活動する食生活改善推進員の育成・支援に努めます。 	保健所健康課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
57	保健・医療・福祉ネットワーク事業の実施（その2）	地区センター等を拠点として、保健・医療・福祉の様々な相談に応じるとともに、健康の保持増進及び疾患予防・介護予防等のサービスを提供します。	保健所健康課	継続
58	企業や従業員に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発（再掲） 体系1-(3)-① 施策No.41 体系2-(3)-③ 施策No.121	職場における健康管理・保持のための産業保健の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理のための休暇などが取りやすい環境となるよう働きかけます。	商業労政課	継続
59	専門医制度運営事業の実施	小学校、中学校に産婦人科医、精神科医等の専門医を配置し、児童・生徒が生涯に渡って健康な生活を送ることができるよう、健康教育・健康相談の充実を図ります。	学校保健課	新規

基本目標

2

【富山市女性活躍推進計画】

男女が共にいきいきと活躍する社会を創る

取り組む主要テーマ 2-(1) あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成

現状と課題

平成28年4月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行され、今後、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推進するなど幅広い分野から女性の人材を発掘、登用し、女性がその能力を十分に發揮し活躍できる環境をつくることが必要です。

富山市の附属機関における女性委員の登用率は、平成28年度に26.7%となり、第1次計画策定時(23.5%)からやや増加しているものの、第1次計画での目標値(30.0%)には達していません。

また、男女共同参画白書をみると、本市における指導的立場に占める女性の割合は、全国平均の水準に達していない項目が多く見受けられます。

今後、あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成をより一層行っていく必要があります。

また、企業・団体等における意思決定過程への女性の参画を促進するため、「女性活躍推進法」の周知啓発を図り、女性の人材育成への取り組みを充実していくことが必要です。

施策の方向 2-(1) ① 女性の人材発掘・女性リーダーの育成

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
60	青少年育成の推進	毎月1回、青年が集まり、本から学び感じたことをディスカッションする読書会を開催することにより、青年同士の出会い・仲間づくりの場を市民に提供します。また、読書を通じて、仲間と論じ合う場に参加することにより次世代を担う人材育成につなげます。	男女参画・市民協働課	新規
61	職域拡大のためのセミナーの開催支援 (再掲) 体系2-(2)-① 施策No.79	商工会議所が主催する講座などに支援を行い、女性の能力開発や職域拡大への支援に努めます。	商業労政課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
62	富山とれたてネットワーク事業の実施	特色ある農産物の直売を通して地域農業の活性化を図るとともに、男性のみならず、女性の人材発掘・女性リーダーの育成を推進します。	農政企画課	継続
63	女性の学習活動の支援 (公民館ふるさと講座) (再掲) 体系 1-(2)-② 施策 No.23	市立公民館を拠点に、地域が主体となって公民館ふるさと講座などを開設し、日常生活に役立つ知識や技能を習得する学習や女性の資質向上を図る学習機会を提供します。	生涯学習課	継続
64	自主グループ活動への支援・援助	自主的学習サークルに、学習の場の提供や講師紹介など、学習情報の提供などの支援を行います。	市民学習センター	継続
65	生涯学習相談および団体の育成	学習活動を行う団体などを対象に学習内容・方法・プログラムの企画立案、運営及び講師紹介などの相談に応じ団体の育成に努めます。	市民学習センター	継続
66	女性消防団員の活動支援 (再掲) 体系 3-(2)-③ 施策 No.150	女性消防団員に研修会や各種訓練への参加など、活動機会を設けて地域の防災リーダーとして育成します。	消防局総務課	継続

施策の方向 2- (1) ② 審議会等への女性の参画促進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
67	附属機関への女性委員の登用促進	附属機関への女性委員の登用率について平成33年度までに30%を達成することを目標とし、女性の政策・方針決定の場への参画を促進します。また、男女ともに構成比が30%を下らないことについても留意します。	男女参画・市民協働課	継続
68	女性人材リストの整備・活用の推進	市が設置する附属機関へ広く女性の登用を促進するため、多様な人材の発掘と人材情報の充実を図り、附属機関の委員選出の際の積極的活用に努めます。	男女参画・市民協働課	継続
69	女性農業委員の登用の促進	女性農業委員の登用の一層の拡大を図ります。	農業委員会事務局	新規

施策の方向 2- (1) ③ 企業・団体等における女性管理職の登用促進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
70	女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 (再掲) 体系 1-(2)-③ 施策 No.25 体系 2-(2)-① 施策 No.84 体系 2-(3)-③ 施策 No.127	女性の積極登用やワークライフバランスに資する取組等を推進するため、国や県など関係機関と連携し、職場における男女格差解消に向けた「ポジティブ・アクション」の取組や、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	新規

取り組む主要テーマ 2- (2) 女性の自己実現、経済的自由の支援

現状と課題

結婚や出産・育児、介護など様々な理由で退職した女性が、再就職を希望しても家計補助的な非正規雇用の職が多く、自らの働き方の選択肢が限定されている状況が多くみられます。

少子・高齢化社会において、経済活動を維持していくためには、新規創業、起業の促進が重要とされています。新規開業者に占める女性の割合に大きな進展が見られないことから、女性の起業に対する支援に一層取り組む必要があります。起業はリスクを伴うものの、子育て支援、家事支援、介護、教育、美容、芸術、スポーツ分野など、今後の成長が見込める事業も多く存在します。社会の問題を解決する、あるいは現代社会のニーズに沿った女性の特長を活かした起業を推進していくことが必要です。

再就職や起業をめざす女性が、それぞれのライフスタイルに合わせた働き方や、価値観などに応じた就労分野にチャレンジできるよう、必要な技術・知識の習得などの支援を充実し、各々の自己実現に近づける社会を創造していく必要があります。

施策の方向 2- (2)

① 女性の再就職・キャリアアップ拡大支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
71	児童扶養手当等支給事業の実施 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.110 体系 4-(3)-③ 施策 No.176	離婚等により父又は母と同一生計にない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	家庭児童相談課	継続
72	母子家庭自立支援給付金支給事業の実施 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.111 体系 4-(3)-③ 施策 No.177	母子家庭等の能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援します。	家庭児童相談課	継続
73	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.112 体系 4-(3)-③ 施策 No.178	母子家庭等における個々の状況、職業適性、就業経験に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの就業支援サービスを総合的に提供します。	家庭児童相談課	継続
74	母子父子寡婦福祉資金の貸付 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.113 体系 4-(3)-③ 施策 No.179	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けます。	家庭児童相談課	継続
75	母子・父子自立支援員の設置 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.114 体系 4-(3)-③ 施策 No.180	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導等により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	家庭児童相談課	継続
76	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料の助成 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.115 体系 4-(3)-③ 施策 No.182	富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	家庭児童相談課	新規
77	ひとり親家庭病児保育利用料の助成 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.116 体系 4-(3)-③ 施策 No.183	病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	家庭児童相談課	新規
78	放課後児童健全育成事業に係るひとり親家庭への支援 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.117 体系 4-(3)-③ 施策 No.184	事業者である社会福祉法人等へ助成することにより、「放課後児童クラブ」を利用するひとり親家庭を支援します。	家庭児童相談課	新規
79	職域拡大のためのセミナーの開催支援 (再掲) 体系 2-(1)-① 施策 No.61	商工会議所が主催する講座などに支援を行い、女性の能力開発や職域拡大への支援に努めます。	商業労政課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
80	多様な勤務形態の普及・促進 (再掲) 体系 2-(3)-③ 施策 No.124	短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度、テレワークなど、子育てを行う労働者が柔軟に働く制度の普及に努めます。	商業労政課	継続
81	企業の採用情報の提供	富山市企業情報ホームページにより、企業の採用情報などを提供します。	商業労政課	継続
82	ひとり親家庭の父母の雇用促進	ひとり親家庭の父母を雇用する事業主に奨励金を交付することで、母子家庭の母などの雇用促進と雇用安定を図ります。	商業労政課	新規
83	無料職業紹介所の設置	市役所内に JOB 活とやま（無料職業紹介所）を設置し、求職者や就労支援を必要とする者に対し職業紹介や就労相談を実施することで、求職者の就労機会の増加と円滑な就労支援を図ります。	商業労政課	新規
84	女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 (再掲) 体系 1-(2)-③ 施策 No.25 体系 2-(1)-③ 施策 No.70 体系 2-(3)-③ 施策 No.127	女性の積極登用やワーク・ライフ・バランスに資する取組等を推進するため、国や県など関係機関と連携し、職場における男女格差解消に向けた「ポジティブ・アクション」の取組や、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	新規
85	再就職・キャリアアップに向けた職業訓練の実施	富山市職業訓練センターにおいて、職業実務講座や資格取得・受験講座等を実施することで、求職者及び労働者の職業能力の向上を図り、再就職やキャリアアップを支援します。	商業労政課	新規

施策の方向 2- (2)

② 女性の起業支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
86	創業者支援資金融資制度の実施	自ら事業を始めようとする人や開業後1年末満の人に対して、事業資金の貸付けの斡旋と利子の一部助成を行います。	商業労政課	継続
87	インキュベータ施設の運営	「富山市新産業支援センター」「とやまインキュベータ・オフィス」「富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地」の効果的な運用を行います。さらに、施設入居者及び卒業生の販路開拓等の支援や、創業者同士の交流の場を提供します。	工業政策課	継続

取り組む主要テーマ 2- (3) 誰もが能力を発揮できる環境の整備

現状と課題

少子・高齢化が進み家族形態が多様化する中で、家事・育児・介護などに対する女性の負担感は大きく、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けての積極的な取り組みが求められています。

また、ダイバーシティ（多様性）尊重の観点から、さまざまな困難を抱えた人々への支援を行っていくことが必要です。

市民意識調査では、仕事と家庭を両立していくために必要だと思うことについて、「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」が最も多く62.9%、次いで「女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力」が58.6%となっています。

育児・介護休業制度の普及・定着を事業所等に働きかけ、「働き方の見直し」を促進するとともに、仕事優先の意識や固定的な性別役割分担意識といった社会風潮を見直し、仕事と子育て、介護が両立できるような環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

一方、セクシュアル・ハラスメントは、個人の尊厳を傷つける社会的に許されない行為であり、重大な人権侵害です。セクシュアル・ハラスメントの防止についても市民の認識を高めるため、情報提供や意識啓発を行う必要があります。

施策の方向 2- (3) ① 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
88	保育サービスの充実	多様化する保育ニーズに対応するため、保育所等における延長保育や休日保育、一時預かり（一時保育）等の保育サービスの拡充に努めます。	子育て支援課	継続
89	病児保育事業の推進	保育所等で体調が悪くなった児童を市の職員（看護師等）がお迎えに行き、かかりつけ医で受診した後、専用の病児保育室で預かるお迎え型の病児保育事業を新たに実施するとともに、既存の病児保育施設との連携によって、病児保育事業の利用促進を図ります。	子育て支援課	新規
90	こども医療費助成事業の実施	中学生までの保護者に対し、入院・通院に係る医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長を図り、子どもの福祉の増進に努めます。	家庭児童相談課	継続
91	地域児童健全育成事業(子ども会)の実施	留守家庭児童に対し、小学校の余裕教室等を活用して健全な遊びの場及び生活の場を提供します。	家庭児童相談課	継続
92	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施	家庭に代わって放課後等の健全な遊びの場及び生活の場を提供するため、実施主体である社会福祉法人やNPO法人等に対して補助します。	家庭児童相談課	継続
93	児童館の充実	地域における児童健全育成活動の拠点として、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにするために各種事業を実施します。	家庭児童相談課	継続
94	母親クラブの育成	母親がグループ（母親クラブ）を結成し、親子及び世代間の交流・文化活動、児童養育に関する研修活動等を実施することにより、児童福祉の向上を図ります。	家庭児童相談課	継続
95	短期入所生活援助（ショートステイ）の実施	保護者の仕事や疾病等の理由により、一時的に養育が困難になった児童を児童養護施設等で預かり、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	家庭児童相談課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
96	夜間養護等（トワイライ トスティ）の実施	保護者の仕事や疾病等の理由によ り、平日の夜間又は休日に一時的に 養育が困難になった児童を児童養 護施設等で預かり、児童及びその家 庭の福祉の向上を図ります。	家庭児童相 談課	継続
97	地域密着型サービス等 拠点整備事業の実施	将来の要支援・要介護認定者数の推 計を基に、高齢者の多くが希望する 在宅での生活を支えるため、地域密 着型サービス拠点の整備により利 用割合の増加を目指します。	介護保険課	継続
98	仲間づくりの赤ちゃん 教室の開催	地域の健康づくりボランティアで ある保健推進員による、仲間づくり の赤ちゃん教室を開催し、保護者同 士のふれあいを通じて、地域ぐるみ の子育てを推進します。	保健所健康 課	継続
99	乳幼児健康診査の充実	少子化や核家族化が進行する一方、 女性の就業率は上昇しており、平日 に乳幼児の健康診査を受診するこ とが困難な保護者のために、休日健 診を実施し、仕事と子育ての両立を 支援します。	保健所健康 課	継続
100	子育てに関する相談事 業の実施	乳幼児子育て相談、小中学生家庭教 育相談、幼児ことばの相談指導、健 康相談、離乳食相談など子育てに関 する相談に応じることにより、子育 て不安の軽減を図り、子育て家庭の 支援に努めます。	子育て支援 センター	継続
101	子育て支援センター機 能の充実	子育て親子の交流の場の提供と交 流の促進、地域の子育て関連情報の 提供、子育て及び子育て支援に関す るセミナーや講座などの実施に努 め、子育て支援の充実を図ります。	子育て支援 センター	継続
102	子育て支援センターの 設置	地域における子育て家庭への支援 を推進するため、育児不安などの相 談や地域の子育てサークルの育成 などを行う子育て支援センターの 整備を推進します。	子育て支援 センター	継続
103	ファミリー・サポート・ センター事業の拡充	子どもを「預かってほしい人」と「預 かれる人」が会員となり、育児の相 互援助活動を行うファミリー・サポ ート・センターの会員数の増加を図 り、地域ぐるみでの子育て環境の整 備に努めます。	子育て支援 センター	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
104	預かり保育事業の実施	すべての公立幼稚園・認定こども園において、通常開園中の終了後時間外や夏期休業中などにおいて預かり保育を行い、子育て支援の充実に努めます。	学校教育課	継続
105	のびのび子育て支援事業の実施	公立幼稚園・認定こども園8園で未就園児と保護者を対象に親子サークルを開催し、子どもの遊びの指導や保護者同士の交流、子育て相談や家庭教育の大切さを深めることにより、子育て支援体制の充実に努めます。	学校教育課	継続
106	子どもかがやき教室事業の実施 (再掲) 体系 3-(2)-② 施策 No.143	放課後や学校休業日に、学校や社会教育施設を活用し、スポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施します。	生涯学習課	新規

施策の方向 2- (3) ② 様々な困難を抱えた人々への支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
107	市民や事業者に向けた障害を理由とする差別解消等のための啓発	障害を理由とする差別の解消を推進し、障害者虐待を防止するため、国や県など関係機関と連携し、市民や事業主等への周知・啓発に努めます。	障害福祉課	新規
108	障害者就労支援促進事業の実施	就労移行コーディネーター（仮称）を1名配置し、採用希望先の企業と福祉施設との連携を強化することにより一般就労化を後押しします。	障害福祉課	新規
109	母子生活支援施設の設置・運営 (再掲) 体系 4-(3)-③ 施策 No.181 体系 4-(3)-④ 施策 No.188	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行います。	家庭児童相談課	継続
110	児童扶養手当等支給事業の実施 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.71 体系 4-(3)-③ 施策 No.176	離婚等により父又は母と同一生計にない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	家庭児童相談課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
111	母子家庭自立支援給付金支給事業の実施 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.72 体系 4-(3)-③ 施策 No.177	母子家庭等の能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援します。	家庭児童相談課	継続
112	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.73 体系 4-(3)-③ 施策 No.178	母子家庭等における個々の状況、職業適性、就業経験に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの就業支援サービスを総合的に提供します。	家庭児童相談課	継続
113	母子父子寡婦福祉資金の貸付 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.74 体系 4-(3)-③ 施策 No.179	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けます。	家庭児童相談課	継続
114	母子・父子自立支援員の設置 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.75 体系 4-(3)-③ 施策 No.180	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るための相談指導等により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	家庭児童相談課	継続
115	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料の助成 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.76 体系 4-(3)-③ 施策 No.182	富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	家庭児童相談課	新規
116	ひとり親家庭病児保育利用料の助成 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.77 体系 4-(3)-③ 施策 No.183	病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	家庭児童相談課	新規
117	放課後児童健全育成事業に係るひとり親家庭への支援 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.78 体系 4-(3)-③ 施策 No.184	事業者である社会福祉法人等へ助成することにより、「放課後児童クラブ」を利用するひとり親家庭を支援します。	家庭児童相談課	新規
118	ひとり親家庭等への家賃助成	ひとり親家庭等が公共交通沿線居住推進地区において民間の賃貸住宅に居住する場合、その家賃に対し助成し、経済的負担軽減を図ります。	居住対策課	新規

施策の方向 2- (3) ③ ワーク・ライフ・バランスの推進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
119	市民に対する意識啓発（ワーク・ライフ・バランス）	男女がともに能力を発揮できる職場環境づくりを推進するため、男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」等を通してワーク・ライフ・バランスに関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
120	職域メンタルヘルスサポーターの養成	安全管理者などが義務付けられていない中小企業を主な対象として、市内の商工会議所と3ヶ所の商工会と連携し、職域においてメンタルヘルスの普及啓発を行う、職域メンタルヘルスサポーターの養成を行います。	保健所保健予防課	継続
121	企業や従業員に対する労働者の健康管理・保持のための意識啓発 (再掲) 体系 1-(3)-① 施策 No.41 体系 1-(3)-② 施策 No.58	職場における健康管理・保持のための産業保健の促進や、妊娠・出産期の母性健康管理のための休暇などが取りやすい環境となるよう働きかけます。	商業労政課	継続
122	育児・介護休業制度の周知・啓発 (再掲) 体系 1-(2)-③ 施策 No.24	育児・介護休業制度の周知を図り、男女がともに育児や介護休業を取得しやすい職場環境となるよう啓発に努めます。	商業労政課	継続
123	パートタイム労働法の周知・啓発	パートタイム労働者を雇用する企業が、その就業実態などを考慮して通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保を実施し、福利厚生の充実などの雇用管理の改善を図るために必要な措置を講ずるよう、パートタイム労働法の周知及び啓発に努めます。	商業労政課	継続
124	多様な勤務形態の普及・促進 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.80	短時間勤務制度やフレックスタイム制、在宅勤務制度、テレワークなど、子育てを行う労働者が柔軟に働く制度の普及に努めます。	商業労政課	継続
125	労働環境整備対策事業の推進	商工会議所で実施する女性の人材確保・労働環境整備に関するセミナーや相談会などの開催について支援を行います。	商業労政課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
126	事業所内保育施設の設置促進	従業員の福利厚生の充実を目的として、事業所内保育施設を新たに設置する事業主への支援を行い、仕事と子育ての両立ができる環境の整備に努めます。	商業労政課	継続
127	女性活躍推進に向けた制度の周知・啓発 (再掲) 体系 1-(2)-③ 施策 No.25 体系 2-(1)-③ 施策 No.70 体系 2-(2)-① 施策 No.84	女性の積極登用やワークライフバランスに資する取組等を推進するため、国や県など関係機関と連携し、職場における男女格差解消に向けた「ポジティブ・アクション」の取組や、「女性活躍推進法」に基づく取組について事業主への周知・啓発に努めます。	商業労政課	新規
128	家族経営協定の推進	農業経営のやり方などについて、家族内で取り決めを設定する「家族経営協定」の締結を推進し、女性農業労働者の立場の改善に努めます。	農政企画課	継続

施策の方向 2- (3) **(4) セクシュアル・ハラスメントの防止**

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
129	セクシュアル・ハラスメント防止のための市民への意識啓発	「広報とやま」、テレビ、ラジオなどの広報媒体を用い、セクシュアル・ハラスメント防止のため、市民の意識啓発を図り、相談窓口を周知します。	男女参画・市民協働課	継続
130	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための方策などについて、国や県、労働関係機関などと連携を図りながら啓発に努めます。	商業労政課	継続

基本目標

3 支え合う家族・地域社会づくりの推進

取り組む主要テーマ 3-(1) 家族ぐるみの支え合い

現状と課題

都市化や核家族化、価値観の多様化など、様々な要因により結婚や家族に関する意識は変化しても、家庭が社会の基礎単位であることに変わりはありません。家族を構成する各々が互いに支え合い、喜びと責任を分かち合うことは、円満な家庭生活のためだけでなく、豊かで活力に満ちた社会の形成にとっても不可欠なことです。

とりわけ、女性のあらゆる分野への社会参画を促進するためには、男女がともに家庭を大切にする考え方方が基本であり、誰もが認識することが重要です。

市民意識調査をみると、男性が1日の時間のうち、家事・育児・介護に使う時間は、女性に比べて少ないものの、5年前の前回調査と比べて増加しています。

家事や育児、介護などを積極的に共有していくことが重要であり、男性の働き方を見直し、男性も家事・育児・介護に参画できるような環境づくりや意識改革を行うことも必要です。

施策の方向 3-(1) ① 家事・育児・介護などへの共同参画促進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
131	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」の発行 (再掲) 体系 1-(1)-① 施策 No.1	男女共同参画に関する情報交流誌「あいのかぜ」を発行し、男女共同参画に関する正しい理解と認識を深めるための情報を発信します。	男女参画・市民協働課	継続
132	パパママセミナーの開催	働く女性や男性が参加しやすい休日にパパママセミナーを開催し、安心して子育てができるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい情報を提供し、子育て意識の啓発を図ります。	保健所健康課	継続
133	父親の育児参加についての啓発資料の配布	パパママセミナー、乳幼児健診、ベビーフェスティバルなどで啓発資料を配布し、父親の積極的育児参加を促します。	保健所健康課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
134	家庭教育講座の開催 (公民館ふるさと講座)	家庭教育講座を開催し、家族のふれあいや心の結びつきを深めるとともに、子育てを社会全体で支えていく観点から、地域が主体となって取り組む体制づくりを支援します。	生涯学習課	継続
135	親学び事業の実施	県教育委員会や小中学校、関係諸団体と連携・協力し、学年学級懇談会や就学時検診等の学校行事の機会に「親学び講座」を実施します。	生涯学習課	新規

取り組む主要テーマ3- (2) 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

少子・高齢化が急速に進む中、男女とも、希望に応じて安心して働き、子育てをすることができる地域社会の実現に向けて、ますます地域の果たす役割が重要になっていきます。

活力ある地域社会を形成するためには、自治会などの地域活動やボランティア活動において、性別や年齢を問わず、すべての人々がさまざまな経験を通して男女それぞれの視点から得られた課題やアイデアを積極的に生かす男女共同参画の推進が重要です。

本市では、日頃から住民組織やボランティア、社会教育団体などが活動しており、こうした地域活動への支援や市民への学習機会の提供などを積極的に行うとともに、地域活性化に向けた多様な視点の一つとして女性の視点を盛り込んでいくため、女性の意思決定の場への参画や、リーダーとしての活躍を推進していく必要があります。

施策の方向 3- (2) ① 地域リーダーの育成

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
136	男女共同参画推進地域リーダーの活動支援	地域の中で男女共同参画意識の醸成を図り、地域活動への男女の対等な立場での参画を推進するため、富山市男女共同参画推進地域リーダーによる啓発活動を支援します。	男女参画・市民協働課	継続
137	社会教育団体などの育成 (社会教育団体補助金交付)	地域で活動する社会教育関係団体などへの支援を通じて、性別にとらわれることなく活躍する男女リーダーの育成に努め、地域活動の活性化を推進します。	生涯学習課	継続

施策の方向 3- (2) ② 地域活動に参画しやすい環境づくり

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
138	ボランティア活動の促進 (再掲) 体系 1-(2)-② 施策 No.21	ボランティア活動に意欲を持つ市民にボランティア情報を積極的に提供するとともに、活動例を広く周知し、誰もが気軽にボランティアに取り組める環境の整備に努めます。	男女参画・市民協働課	継続
139	ボランティア講座の開催	ボランティア活動の推進を図るため啓発用講座を開催している富山市ボランティアセンターを支援します。	男女参画・市民協働課	継続
140	NPO などとの協働の推進	市民や市民団体等と行政がともに手を携えて、さまざまな地域課題に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。	男女参画・市民協働課	継続
141	消費生活に関する研究の団体への委託	消費生活に関心のある団体・グループが行う消費生活に関する様々な問題の研究や学習によって、ライフスタイルを見直し、賢い消費者となるための活動を支援します。	消費生活センター	継続
142	消費生活教室の実施	市内に居住する人を対象に月1回程度の定例学習会を開催し、賢い消費者の育成を図ります。	消費生活センター	継続
143	子どもかがやき教室事業の実施 (再掲) 体系 2-(3)-① 施策 No.106	放課後や学校休業日に、学校や社会教育施設を活用し、スポーツや文化活動等の様々な体験・交流活動を実施します。	生涯学習課	新規
144	救命講習会の受講者拡大 (再掲) 体系 3-(2)-③ 施策 No.149	救急事故現場に居合わせた人たちの適切な応急手当による救命効果の向上を目指して救命講習会の受講者を拡大し、男女を問わず市民による積極的な応急手当の推進を図ります。	消防局警防課	継続
145	女性防火クラブの活動支援	女性防火クラブ員を対象に家庭からの出火防止を図るため、火災予防に関する研修会の開催やクラブ情報紙の配布により、防火意識の高揚と防火に関する高度な知識の習得に努めます。	消防局予防課	継続

施策の方向 3- (2)

(3) 防災対策への女性の参画促進

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
146	災害ボランティアネットワーク事業の推進	災害ボランティアネットワーク会議による災害ボランティア本部設置・運営訓練や研修会への参加を通して、災害時における意思決定の場への女性の参画を促進します。	男女参画・市民協働課	継続
147	防災対策への女性の視点導入	防災会議等で意見や要望を伺いながら、女性の視点からの防災対策の推進に努めます。	防災対策課	継続
148	避難所運営マニュアルへの女性の視点導入	総合防災訓練等への女性参加を今後とも積極的に働きかけ、参加者からの意見等について必要に応じマニュアルに反映させます。	防災対策課	継続
149	救命講習会の受講者拡大 (再掲) 体系 3-(2)-② 施策 No.144	救急事故現場に居合わせた人たちの適切な応急手当による救命効果の向上を目指して救命講習会の受講者を拡大し、男女を問わず市民による積極的な応急手当の推進を図ります。	消防局警防課	継続
150	女性消防団員の活動支援 (再掲) 体系 2-(1)-① 施策 No.66	女性消防団員に研修会や各種訓練への参加など、活動機会を設けて地域の防災リーダーとして育成します。	消防局総務課	継続

基本目標

4

【第2次富山市DV対策基本計画】

男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進

取り組む主要テーマ 4-(1) 男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり

現状と課題

配偶者・パートナーからの暴力（DV）や、若年層において交際相手から暴力を受ける「デートDV」が社会問題となっています。さらに、ストーカー、強制わいせつ、児童買春、リベンジポルノ、盗撮などの性犯罪による痛ましい事件が増えています。被害者の多くは女性です。

すべての人が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を生み出さない社会をめざす取り組みが必要です。

市民意識調査によると、「DVを受けた経験がある」と答えた人は全体で 22.6%と、前回調査(平成 22 年)に比べて経験があるとした割合は 3.0 ポイント増加しています。男女別では男性が 12.8%、女性が 29.4%と女性の割合が多くなっています。

経験した暴力の内容は、大声で怒鳴る、脅す、交友関係や電話の監視などの「精神的な暴力」が 17.7%、次いで、殴る、ける、物を投げるなどの「身体的な暴力」が 13.3% となっています。

本市では市広報、情報交流誌、出前講座や「男女共同参画とやま市民フェスティバル」などを通した啓発活動を行ってきました。しかし、DVや性暴力に対する社会的な理解はいまだ十分とはいえず、今後も正しい知識の普及が必要であり、「どのような暴力も絶対に許さない」という共通認識を持つことが重要です。

施策の方向 4-(1) ① 男女間のあらゆる暴力防止についての意識啓発

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
151	人権啓発フェスティバルの開催 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.12	「人権啓発フェスティバル」を開催し、広く一般に、人権教育、人権啓発推進を図ります。	市民生活相談課	継続
152	「広報とやま」を通じた人権啓発活動 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.13	人権週間、人権擁護委員の日に併せて、人権啓発に関する記事を掲載します。	市民生活相談課	継続

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
153	各種研修会での人権啓発活動 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.14	出前講座メニュー「人権ってなに?」を活用し、人権啓発活動を開します。	市民生活相談課	継続
154	DV防止などに関する意識啓発	「広報とやま」、情報交流誌「あいのかぜ」やホームページなどを用いて、DV防止の意識の醸成を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
155	一般向けDV防止啓発冊子の作成	公共施設などに啓発冊子を配備し、DVに関する啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
156	男女共同参画市民フェスティバルの開催 (再掲) 体系 1-(1)-① 施策 No.3	「男女共同参画市民フェスティバル」を開催し、男女共同参画に関する情報発信と意識啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
157	DV防止啓発講座の開催	男女間のあらゆる暴力の予防と根絶を図るため、学生や教職員及び保護者を対象にしたDV防止啓発講座を開催します。	男女共同参画推進センター	継続
158	男性に対しての啓発活動の推進	女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、男性に向けた広報やチラシによる啓発活動を推進します。	男女共同参画推進センター	新規
159	人権教育推進事業の実施 (再掲) 体系 1-(2)-① 施策 No.20	「人権フォーラム」を開催し、人権問題に関する普及・啓発を図ります。	生涯学習課	継続

施策の方向 4- (1) ② 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
160	中学生向けデートDV防止啓発冊子の作成	デートDVについての啓発冊子を市内各中学校に配備し、交際相手からの暴力について中学生が考える機会を提供することで、予防と啓発を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
161	デートDVに関する研修への参加促進	デートDVに関する研修に教員の参加を促し、デートDVに対する注意力を高めるとともに、生徒への指導につなげます。	学校教育課	継続

取り組む主要テーマ 4-(2) 相談体制の強化

現状と課題

被害者がDVから抜け出し、安全に生活していくためには、被害者への支援等に関する情報を適切に入手し、それを活用することが重要となります。

市民意識調査によると、DVを受けた経験がある人は、「友人・知人」「家族・親戚」など身近な人に相談する割合が多くなっています。

一方、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が約半数を占めており、その理由は、「相談しても無駄と思ったから」「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った」などが多くなっています。

DVは重大な人権侵害であり、被害者だけで悩むことなく、早期に相談窓口を利用し、様々な支援についての情報等を得られるように広く周知することが必要です。

本市では「DV相談窓口連絡会議」を組織し、研修や意見交換を通じてDV相談に携わる職員の資質の向上に努めてきましたが、相談者の状況に応じて、必要な支援やサービスにつなげていくために、各分野の部署における相談窓口の専門性の向上や相互の連携強化を図っていくとともに、市民がいつでも気軽に利用できるような体制の充実が不可欠です。

施策の方向 4-(2) ① 相談窓口の周知

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
162	広報誌やホームページ等を活用した相談窓口の周知	「広報とやま」や市ホームページに各種のDV相談窓口を掲載し、周知を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
163	DV相談窓口の周知	「広報とやま」や市のホームページに相談窓口の情報を掲載するとともに、各種啓発講座を開催する際に、相談窓口についてのリーフレットを配布します。また、女性に対する暴力をなくす運動期間等に合わせ、C i C内でのパネル及びリーフレットの展示や、相談窓口案内カードを配置するなど周知に努めます。	男女共同参画推進センター	継続

施策の方向 4- (2)

(2) 安心して相談できる体制の充実

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
164	女性相談の実施	女性相談員1人を配置し、女性からの各種相談に対応し暴力被害の早期発見に努めます。	家庭児童相談課	継続
165	DV相談窓口連絡会議の開催 (再掲) 体系4-(3)-① 施策No.171 体系4-(4)-① 施策No.191	必要に応じてDV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議などを通して市各担当課及び外部関係機関などの連携強化を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
166	DV相談担当者などの研修の充実 (再掲) 体系4-(4)-① 施策No.192	DV被害者に寄り添った支援を図るため、外部講師による講義や事例検討などの研修会を開催し、相談担当者のDVについての理解と相談のスキルの向上を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
167	DV相談の実施	DV相談員による「DV相談」を実施し、関係機関と連携しながら、相談者の問題解決に向けた助言を行います。	男女共同参画推進センター	継続
168	夫婦・男女に関する悩み相談の実施 (再掲) 体系4-(3)-② 施策No.174	臨床心理士による、「夫婦・男女に関する悩み相談」を実施し、相談者を支援します。	男女共同参画推進センター	継続
169	夫婦・男女に関する法律相談の実施	弁護士による、「夫婦・男女に関する法律相談」を実施し、相談者の法的な問題解決を支援します。	男女共同参画推進センター	継続

取り組む主要テーマ 4- (3) 安全確保と自立支援

現状と課題

緊急時のDV被害者の安全確保は最も優先すべき事項であり、関係機関は連携・協力しながら、それぞれに求められる役割を的確に果たす必要があります。

本市では、緊急で保護を求めてきた被害者などには、警察や富山県女性相談センターとの連携によって、一時保護につなぐ支援を行ってきました。

DV被害者が新たな居場所で自立した生活を送るために、DVにより心身に受けたダメージからの回復が不可欠であり、同時に住宅・生活費の確保、就業、子供の就学の問題や、離婚や子どもの親権の確保などの法的な問題など、様々な支援が必要となります。関係機関との速やかな連携を図り、被害者の気持ちに寄り添いながら 自立支援にいたるまでの一貫した支援体制が必要です。

また、被害者に子どもがいる場合、その子どもがDVを目撃、あるいは直接的に加害者から暴力を受けていたケースも多くあると言われ、専門機関などと連携して子どもの心のケアを充実させるとともに、学校、保育所等の関係機関と連携し、教育や保育に配慮した支援を行っていくことが重要です。

施策の方向 4- (3) ① 被害者の安全確保のための体制づくり

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
170	住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置の実施	DV被害者の保護の為の措置の手順を定めた支援対応マニュアルに基づき、住民基本台帳の閲覧制限処理を迅速に行います。また、住民基本台帳からの情報をもとに事務処理を行う関係課と連携し、DV被害者の住所の漏洩防止に努めます。	市民課	継続
171	DV相談窓口連絡会議の開催 (再掲) 体系 4-(2)-② 施策 No.165 体系 4-(4)-① 施策 No.191	必要に応じてDV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議などを通して市各担当課及び外部関係機関などの連携強化を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
172	災害時の避難所などでのDV防止	災害時における相談窓口や男女間のあらゆる暴力等の予防方法について、広報等で周知を図ります。	男女参画・市民協働課	継続

施策の方向 4- (3) ② 被害者の心身の回復支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
173	こころの悩みや不安についての相談の実施 (再掲) 体系 1-(3)-② 施策 No.48 体系 4-(3)-④ 施策 No.189	アルコール問題、ひきこもり問題などのさまざまな不安や悩みについての相談、こころの健康相談、自殺予防に関する相談について、保健師や精神保健福祉士、心理士等が対応します。	保健所保健予防課	継続
174	夫婦・男女に関する悩み相談の実施 (再掲) 体系 4-(2)-② 施策 No.168	臨床心理士による、「夫婦・男女に関する悩み相談」を実施し、精神的なケアという面から相談者を支援します。	男女共同参画推進センター	継続

施策の方向 4- (3) ③ 被害者の生活再建に向けた支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
175	経済的自立に向けた支援の実施	生活困窮者に、生活保護法に基づく経済的支援や自立に向けての指導やアドバイスを行います。	社会福祉課	継続
176	児童扶養手当等支給事業の実施 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.71 体系 2-(3)-② 施策 No.110	離婚等により父又は母と同一生計にない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給します。	家庭児童相談課	継続
177	母子家庭自立支援給付金支給事業の実施 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.72 体系 2-(3)-② 施策 No.111	母子家庭等の能力開発の支援、経済的自立に効果的な資格取得期間中の安定した修業環境の提供、就業機会創出を支援します。	家庭児童相談課	継続
178	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.73 体系 2-(3)-② 施策 No.112	母子家庭等における個々の状況、職業適性、就業経験に応じた就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの就業支援サービスを総合的に提供します。	家庭児童相談課	継続
179	母子父子寡婦福祉資金の貸付 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.74 体系 2-(3)-② 施策 No.113	母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けます。	家庭児童相談課	継続
180	母子・父子自立支援員の設置 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.75 体系 2-(3)-② 施策 No.114	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉向上を図るために相談指導等により、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ります。	家庭児童相談課	継続
181	母子生活支援施設の設置・運営 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.109 体系 4-(3)-④ 施策 No.188	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行います。	家庭児童相談課	継続
182	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料の助成 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.76 体系 2-(3)-② 施策 No.115	富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	家庭児童相談課	新規

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
183	ひとり親家庭病児保育利用料の助成 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.77 体系 2-(3)-② 施策 No.116	病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。	家庭児童相談課	新規
184	放課後児童健全育成事業に係るひとり親家庭の支援 (再掲) 体系 2-(2)-① 施策 No.78 体系 2-(3)-② 施策 No.117	事業者である社会福祉法人等へ助成することにより、「放課後児童クラブ」を利用するひとり親家庭を支援します。	家庭児童相談課	新規
185	市営住宅管理事業の実施	健康で安全かつ快適な生活が営めるよう住宅に困窮している市民等への市営住宅の提供と管理を行います。	市営住宅課	継続

施策の方向 4- (3) ④ DV被害者の子どもへの支援

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
186	臨床心理士派遣事業(保育所) の実施	相談があった保育所に心理相談員と家庭児童相談課の職員が訪問を行います。	家庭児童相談課	継続
187	臨床心理士派遣事業(子ども会) の実施	相談があった子ども会に心理相談員と家庭児童相談課の職員が訪問を行います。	家庭児童相談課	継続
188	母子生活支援施設の設置・運営 (再掲) 体系 2-(3)-② 施策 No.109 体系 4-(3)-③ 施策 No.181	母子家庭やDV被害者の母と子が心身ともに健やかに良い環境の中で生活ができるように、母子生活支援施設（和光寮）を設置、運営し、日常の中で育児・教育についての相談や各種行事への参加を通して、自立への足がかりとなるよう援助し、指導を行います。	家庭児童相談課	継続
189	こころの悩みや不安についての相談の実施 (再掲) 体系 1-(3)-② 施策 No.48 体系 4-(3)-② 施策 No.173	アルコール問題、ひきこもり問題などのさまざまな不安や悩みについての相談、こころの健康相談、自殺予防に関する相談について、保健師や精神保健福祉士、心理士等が対応します。	保健所保健予防課	継続
190	スクールカウンセラーなどによる相談の実施	市内小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの悩み相談を充実させます。対応事例に関する情報共有やカウンセラーなどの効果的な活用の推進に努めます。	学校教育課	継続

取り組む主要テーマ4-(4) DV対策推進体制の強化

現状と課題

本市では、DVに関係する相談を受ける関係課などで「DV相談窓口連絡会議」を組織し、DV対策推進体制の強化を図るとともに、DV相談担当者向けに研修を行ってきました。DVは複数部署・機関を横断する問題であり、市役所内だけでなく外部関係機関との連携も重要であることから、今後も警察、法務局、富山県女性相談センターなどから講師を招いた研修会を開催し、DV対策への理解を深めるとともに、協力体制の更なる強化が必要です。また、DVをめぐる問題は複雑・多様化しており、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が必要です。

施策の方向 4-(4) ① 関係各課、関係機関、民間支援団体などの連携強化

施策No.	具体的な施策	内容	担当課	区分
191	DV相談窓口連絡会議の開催 (再掲) 体系4-(2)-② 施策No.165 体系4-(3)-① 施策No.171	必要に応じてDV相談窓口連絡会議を開催し、情報交換や協議などを通して市各担当課及び外部関係機関などの連携強化を図ります。	男女参画・市民協働課	継続
192	DV相談担当者などの研修の充実 (再掲) 体系4-(2)-② 施策No.166	DV被害者に寄り添った支援を図るため、外部講師による講義や事例検討などの研修会を開催し、相談担当者のDVについての理解と相談のスキルの向上を図ります。	男女参画・市民協働課	継続



第4章 計画推進体制

第4章 計画推進体制

1 計画の推進体制

男女共同参画に視点をおいた施策を、総合的に推進します。

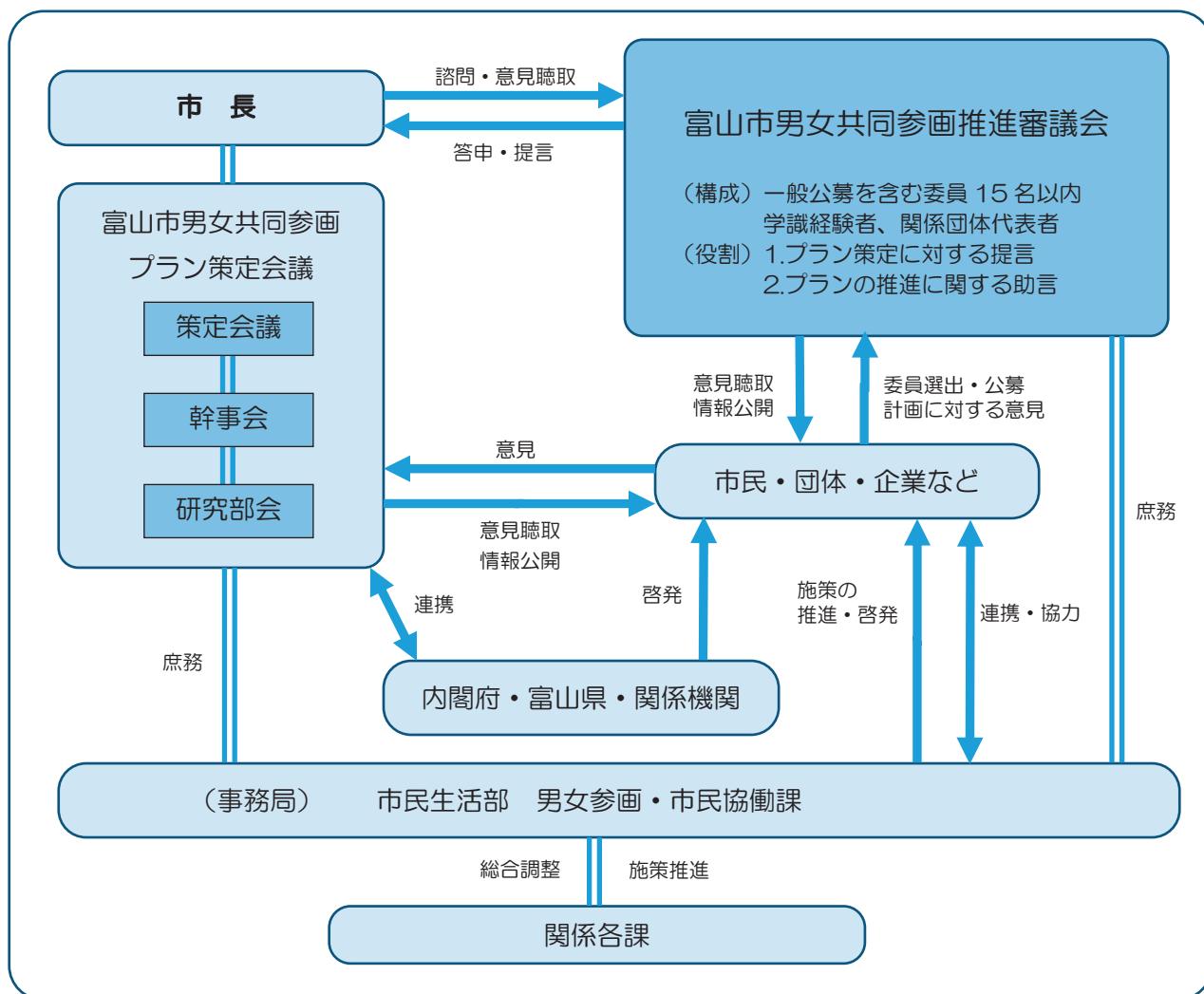
(1) 富山市男女共同参画推進審議会

計画や男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査及び審議を行うために、学識経験者、関係団体、関係行政機関、公募市民で組織される「富山市男女共同参画推進審議会」を設置します。

(2) 富山市男女共同参画プラン策定会議

計画の原案等を作成するため、庁内組織である「富山市男女共同参画プラン策定会議」を組織し、関係部局との連携を図ります。

富山市男女共同参画プラン 推進体制図



2 協働による取組の推進

(1) 富山市男女共同参画推進地域リーダーの委嘱

地域における男女共同参画を推進するため、「富山市男女共同参画推進地域リーダー」を委嘱し、その活動を支援します。

(2) 市民参画の促進

男女共同参画社会の実現に向けて活動する民間団体との連携・協力体制を強化し、市民参画による計画の推進に努めます。

3 国・県・関係機関やメディアとの連携

(1) 国・県・関係機関との連携

計画を推進するにあたって、国・県・男女共同参画関係機関との連携を構築し、他都市との情報交換や交流に努めます。

(2) メディアとの連携

社会通念の形成にメディアが果たす役割は近年ますます大きくなっています。情報発信者としてのメディアとの連携を図り、人権への表現上の配慮を働きかけます。

4 計画の進行管理

(1) 進捗状況の管理

計画に対する施策の進捗状況に対して、男女共同参画推進審議会による評価・点検を行います。

(2) 調査研究

計画の効果的な推進につなげるため、社会情勢の変化など各種調査を実施して、研究や検討を行います。

(3) 情報公開の推進

計画の進捗状況や男女共同参画推進審議会の審議などの情報公開を進めます。

(4) 苦情の申出への対応

男女共同参画の推進に関する施策などに対する市民・事業者からの苦情の申出に対し、適切な対応を図るため、必要な措置を講じます。

5 計画関連指標

実施効果を適切に管理するために、計画関連指標を設定します。

(1) 成果指標

基本目標	目標とする指標内容	基準値 (H27年度)	目標値 (H33年度)
1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す	社会通念・慣習の分野で男性優遇と感じる人の割合	67.3%	60.0%
	「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について反対とした人の割合	56.7%	70.0%
2 男女が共にいきいきと活躍する社会を創る	富山市附属機関における女性委員の登用率	26.7% (H28年度)	30.0%
	実際の生活で家庭生活と仕事を同じように両立している男性の割合	21.8%	30.0%
	実際の生活で家庭生活と仕事を同じように両立している女性の割合	27.5%	30.0%
3 支え合う家族・地域社会づくりの推進	1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合（平日）	48.6%	25.0%
	1日あたりの家事従事時間が0～1時間未満の男性の割合（休日）	28.0%	15.0%
	男女共同参画推進地域リーダー主催の行事参加者数	1,921人	3,000人
4 男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進	DVを受けた経験がある人の割合	22.6%	10.0%
	DV被害にあった際、どこ（だれ）にも相談しなかった人の割合	46.5%	25.0%
	DV被害にあった際、どこに相談したらよいのかわからなかった人の割合	9.1%	5.0%

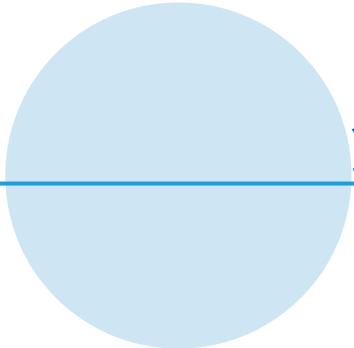
(2) 参考指標

参考指標は、第2次富山市男女共同参画プランの「基本目標一取り組む主要テーマ」に関連して、男女共同参画の形成の状況を把握するための指標であり、同プランの具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表していきます。

基本目標	取り組む主要テーマ	指 標 内 容	現 状 (H27年度)	部局名
1 男女共同参画の意識の醸成から行動を促す	(1) 男女の人権尊重・平等意識の啓発 (3) 心と体の健康づくり	男女共同参画講座の参加者数	833人	市民生活部
		ゲートキーパー養成者数	2,177人	福祉保健部
		メンタルヘルスソポーター依頼者数	78人	福祉保健部
		妊婦一般健康診査受診率	80.1%	福祉保健部
		産婦一般健康診査受診率	97.1%	福祉保健部
		妊婦歯科健康診査を受診する妊婦の割合	27.6%	福祉保健部
		乳幼児健康相談の実施	190回	福祉保健部
		乳幼児健康診査を受診する乳幼児の割合 4才月 : 97.1% 1歳6才月 : 97.1% 3歳 : 95.1%	4才月 : 97.1% 1歳6才月 : 97.1% 3歳 : 95.1%	福祉保健部
		思春期個別相談	36件	福祉保健部
		がん検診受診率 胃がん : 21.9% 肺がん : 26.1% 大腸がん : 22.5% 子宮がん : 17.6% 乳がん : 21.7%	胃がん : 21.9% 肺がん : 26.1% 大腸がん : 22.5% 子宮がん : 17.6% 乳がん : 21.7%	福祉保健部
		日常生活における歩数の増加 成人男性7,993歩 成人女性5,210歩 (H22年度)	成人男性7,993歩 成人女性5,210歩 (H22年度)	福祉保健部
		将来絶対タバコを吸わないと考える小・中学生の増加 小学4年73.6% 中学1年74.9% (H25年度)	小学4年73.6% 中学1年74.9% (H25年度)	福祉保健部
		健康な高齢者の割合	81.4%	福祉保健部
		健康であると感じる市民の割合 79.0% (H25年度)	79.0% (H25年度)	福祉保健部
		意識的にからだを動かす市民の割合 70.7% (H25年度)	70.7% (H25年度)	福祉保健部
		「ウォーキングイベント in とやま」 参加者数 2,123人	2,123人	市民生活部
		スポーツ・レクリエーション施設の年間 利用者数 296万人	296万人	市民生活部
2 男女が 共にいき いきと活 躍する社 会を創る	(1) あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成	市役所職員の管理職に占める女性の割合	18.9%	企画管理部
		女性委員がいない附属機関の数 9機関	9機関	市民生活部
		地場もん屋出荷登録者数における女性 登録者数(組織含む) 79件	79件	農林水産部
		市立小学校長に占める女性の割合 27.7%	27.7%	教育委員会

基本目標	取り組む主要テーマ	指標内容	現状 (H27年度)	部局名
2男女が共にいきいきと活躍する社会を創る	(1)あらゆる分野における女性参画の推進とリーダーの育成	市立中学校長に占める女性の割合	7.7%	教育委員会
		市民学習センターに登録した自主的学習サークルにおける女性代表者の割合	55.0%	教育委員会
		農業委員に占める女性の割合	2.0%	農業委員会
	(2)女性の自己実現・経済的自由の支援	自立支援事業教育訓練給付金の受給者数	0人	福祉保健部
		高等職業訓練促進給付金の受給者数	13人(継続) 13人(新規)	福祉保健部
		母子家庭等就業・自立支援センター就業支援バンク登録者数	137人	福祉保健部
		25歳から44歳までの女性の就業率	74.7% (H22年国勢調査)	市民生活部
		創業者支援資金融資制度の年間利用件数	3件(女性)	商工労働部
		ひとり親雇用奨励金交付件数	34件(女性)	商工労働部
		インキュベータ施設における新規支援事業者数	1社(女性)	商工労働部
		(3)誰もが能力を発揮できる環境の整備	延長保育の実施施設数	71施設
	休日保育の実施施設数		29施設	福祉保健部
	一時保育の実施施設数		55施設	福祉保健部
	病児対応型・病後児対応型保育の実施施設数		4施設	福祉保健部
	体調不良児対応型保育の実施施設数		29施設	福祉保健部
お迎え型体調不良児保育事業の実施施設数	— (H28年度新規)		福祉保健部	
ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成件数	41件		福祉保健部	
ひとり親家庭病児保育利用料助成件数	81件		福祉保健部	
放課後児童健全育成ひとり親家庭支援	89件		福祉保健部	
地域児童健全育成事業年間利用者人数	450,823人		福祉保健部	
放課後児童健全育成事業利用者人数	190,658人		福祉保健部	
子育て短期支援事業の年間利用者数	25人		福祉保健部	
要支援・要介護認定を受けた方(介護サービス利用者)に占める地域密着型サービス利用者の割合	7.8%		福祉保健部	
仲間づくりの赤ちゃん教室参加者	3,672人	福祉保健部		
休日の乳幼児健康診査の実施回数	2回	福祉保健部		
子育て支援センターの設置	12箇所	福祉保健部		

基本目標	取り組む主要テーマ	指標内容	現状(H27年度)	部局名
2男女が共にいきいきと活躍する社会を創る	(3)誰もが能力を発揮できる環境の整備	ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知状況 セクシュアルハラスメントをされたり、見たりした経験がない 家族経営協定締結数 ひとり親家庭等家賃助成世帯数 子どもかがやき教室開設箇所数	18.9% 57.8% 58件 2戸 45箇所	市民生活部 市民生活部 農林水産部 都市整備部 教育委員会
3支え合う家族・地域社会づくりの推進	(1)家族ぐるみの支え合い	パパママセミナーの年間受講者数	511組	福祉保健部
	(2)地域における男女共同参画の推進	地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	12.6%	企画管理部
		消費生活に関する研究委託団体・グループ数	3団体	市民生活部
		消費生活教室延べ参加人数	594人	市民生活部
		救命講習会の受講者数	16,069人	消防局
4男女間のあらゆる暴力ゼロの環境づくりの推進	(1)男女間のあらゆる暴力根絶のための意識づくり	デートDVという言葉の周知状況の割合(言葉も内容も知らない)	40.9%	市民生活部
	(2)相談体制の強化	市役所相談窓口におけるDV相談件数	1,139人	市民生活部



資料集

男女共同参画に関するこれまでの経緯（世界・国・県・市）

	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	富山市の動き
1975年 (昭和50年)	◎国際婦人年（目標：平等、開発、平和） ◎第1回世界女性会議開催（メキシコシティ）で「女性の地位向上のための世界行動計画」採択	◎「育児休業に関する法律」公布 ◎婦人問題企画推進本部発足 ◎総理府婦人問題担当室設置（本部長：内閣総理大臣）		
1976年 (昭和51年)	◎国連婦人の10年（昭和60年まで）	◎民法一部改正（離婚後の氏の選択が自由に） ◎第1回日本婦人問題会議開催		
1977年 (昭和52年)		◎「国内行動計画」策定 ◎国立婦人教育会館開館（嵐山町）		
1979年 (昭和54年)	◎国連第34回総会で「女子差別撤廃条約」採択			
1980年 (昭和55年)	◎国連婦人の10年中間年 ◎第2回世界女性会議（コペンハーゲン）開催 ◎「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 ◎「女子差別撤廃条約」署名式	◎民法一部改正（配偶者の相続分が1/3から1/2に） ◎「女子差別撤廃条約」署名	◎生活環境部婦人青少年課設置 ◎婦人会県行政連絡会議設置 ◎婦人問題懇話会設置	
1981年 (昭和56年)	◎「女子差別撤廃条約」発効		◎「婦人の明日をひらく富山県行動計画」策定	
1984年 (昭和59年)		◎国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍が父系血統主義から父母両系主義に）		
1985年 (昭和60年)	◎国連婦人の10年最終年 ◎世界女性会議開催（ナイロビ） ◎「ナイロビ将来戦略」採択 ◎NGOフォーラム開催	◎「男女雇用機会均等法」成立 ◎「女子差別撤廃条約」批准発効 ◎労働基準法一部改正（翌年施行）		
1986年 (昭和61年)		◎「男女雇用機会均等法」施行 ◎「国民年金法」一部改正		
1987年 (昭和62年)		◎「西暦2000年に向けての国内新行動計画」策定	◎「21世紀を目指すとやま女性プラン」策定	◎（旧富山市）「富山市婦人対策行政連絡会議」設置
1989年 (平成元年)		◎「法令」改正（婚活、親子関係等における男性優先規定の改正）		◎厚生部民生婦人児童課内に婦人問題を設置
1990年 (平成2年)	◎国連経済社会理事会 ◎「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 ◎ILO第171号条約採択（ILO総会）			◎（旧富山市）「富山市女性団体等連絡協議会」結成 ◎市民部青少年婦人室を設置
1991年 (平成3年)		◎「西暦2000年に向けての国内新行動計画」第1次改定		◎（旧富山市）「富山市女性行動計画（前期）」策定
1992年 (平成4年)		◎初の婦人問題担当大臣設置	◎「新とやま女性プラン」策定	◎（旧富山市）「富山市女性行動計画推進協議会」設置
1993年 (平成5年)	◎世界人権会議開催（ウィーン） ◎「女性に対する暴力撤廃宣言」（国連総会）	◎「パートタイム労働法」成立		◎市民部青少年女性課を設置、女性係設置
1994年 (平成6年)	◎ILO第175号条約（パートタイム労働に関する）採択（ILO総会） ◎国際人口・開発会議開催（カイロ）	◎総理府男女共同参画室、男女共同参画審議会を設置 ◎男女共同参画推進本部設置	◎婦人青少年課の名称を女性青少年課に変更	
1995年 (平成7年)	◎第4回世界女性会議（北京）開催 「北京宣言」「行動綱領」採択	◎「育児・介護休業法」成立 ◎ILO第156号条約批准	◎とやま女性総合センター起工	
1996年 (平成8年)		◎審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ◎「男女共同参画2000年プラン」策定	◎（財）富山県女性財団の設立	◎（旧富山市）「富山市女性行動計画（後期）」策定
1997年 (平成9年)		◎「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」一部改正（11年施行、母性保護規定は10年施行）	◎「とやま男女共同参画プラン」策定 ◎女性総合センター（サンフォルテ）開館（平成13年『県民共生センター』に改称）	◎（旧富山市）「富山市女性交流センター」開所

	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	富山市の動き
1998年 (平成10年)		◎男女共同参画社会基本法論点整理	◎県男女共同参画推進員に男性が加わる	
1999年 (平成11年)		◎「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正施行 ◎「男女共同参画社会基本法」施行	◎「男女協同社会に関する意識調査」実施	◎(旧富山市)男女共同参画都市宣言
2000年 (平成12年)	◎国連特別総会女性2000年会議(ニューヨーク)開催、「政治宣言」「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書(『成果文書』)」採択	◎「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」施行 ◎「男女共同参画基本計画」策定 ◎省庁改編に伴い、内閣府男女共同参画局となる		
2001年 (平成13年)	◎アフガニスタンの女性支援に関する懇談会(日本)開催	◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定(H13.10.13施行、配偶者暴力相談支援センターの運用はH14.4.1~) ◎「男女共同参画週間」の実施(6/23~29) ◎「女性に対する暴力をなくす運動期間」の実施(11/12~25) ◎男女共同参画情報メールの開始	◎「富山県男女共同参画推進条例」施行(4月1日) ◎女性総合センターを「県民共生センター」に改称 ◎女性青少年課女性係が女性青少年課男女共同参画班となる ◎「富山県民男女共同参画計画」策定	◎(旧富山市)「富山市男女共同参画プラン」策定 ◎男女共同参画宣言都市奨励事業 ◎市民生活部青年女性課に課名変更 ◎男女共同参画推進係に係名変更
2002年 (平成14年)		◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の完全施行	◎組織改編に伴い、女性青少年課男女共同参画班が男女参画・ボランティア課男女共同参画係となる ◎男女共同参画チーフ・オフィサー設置企業募集	◎(旧大山町)「おおやま男女平等推進プラン」策定 ◎(旧婦中町)「婦中町男女共同参画プラン」策定 ◎(旧富山市)「富山市男女共同参画推進地域リーダー」委嘱
2003年 (平成15年)		◎男女共同参画推進本部において「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定	◎「男女共同参画と社会慣習等に関する調査」実施	◎(旧大山町)「大山町男女平等社会推進条例」施行(1月1日) ◎(旧富山市)「富山市男女共同参画推進条例」施行(4月1日) ◎(旧大沢野町)「女と男の共生プラン」策定 ◎(旧富山市)「富山市女性交流センター」を「富山市男女共同参画推進センター」に改称 ◎(旧富山市)男女共同参画課に課名変更
2004年 (平成16年)		◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布(施行:12月2日) ◎「男女共同参画社会に関する世論調査」公表	◎「男女共同参画社会に関する意識調査」実施	
2005年 (平成17年)	◎北京+10(第49回国連婦人の地位委員会閣僚級会議)	◎チャレンジ支援推進事業の充実 ◎少子化・男女共同参画担当大臣誕生 ◎男女共同参画基本計画(第2次)策定	◎富山県民共生センターにチャレンジ支援コーナーを設置	◎男女参画・ボランティア課設置、男女共同参画係に係名変更 ◎富山市男女共同参画推進地域リーダー委嘱 ◎市民意識調査の実施
2006年 (平成18年)	◎「男女格差報告」(GlobalGenderGapReport2006)を発表		◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ◎富山県民共生センターに指定管理者制度導入	◎「富山市男女共同参画推進条例」施行(4月1日) ◎「富山市男女共同参画社会推進本部」設置(6月30日) ◎「富山市男女共同参画推進審議会」設置(8月24日)
2007年 (平成19年)		◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布(施行:平成20年1月6日)	◎「富山県民男女共同参画計画(第2次)」策定 ◎女性力輝く元気企業とやま賞創設	◎「富山市男女共同参画プラン」策定 ◎「日本女性会議2008とやま開催プレ・イヤー記念イベント」開催
2008年 (平成20年)				◎「日本女性会議2008とやま」開催

	国際的な動き	国内の動き	富山県の動き	富山市の動き
2009年 (平成21年)			◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第2次)」策定 ◎「男女共同参画社会に関する意識調査」実施	◎DV相談窓口開所 ◎「日本女性会議2008とやまメモリアルフェスティバル」開催
2010年 (平成22年)	◎北京+10（第54回国連婦人の地位委員会閣僚級会議）	◎男女共同参画基本計画（第3次）策定		◎「富山市女性団体等連絡協議会」解散 ◎市民意識調査の実施
2012年 (平成24年)			◎「富山県民男女共同参画計画（第3次）」策定	◎「富山市男女共同参画プラン後期実施計画」策定
2013年 (平成25年)		◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」公布（施行：平成26年1月3日）。法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改正	◎「企業の女性活躍推進度調査」実施	◎男女共同参画推進センター移転（サンフォルテ→CICへ）
2014年 (平成26年)	◎「女性に関するASEAN閣僚級会合」開催（ラオス）		◎男女参画・ボランティア課の名称を男女参画・県民協働課に変更 ◎「男女間における暴力に関する調査」実施	
2015年 (平成27年)		◎「子ども・子育て支援新制度」施行 ◎「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」成立 ◎男女共同参画基本計画（第4次）策定	◎「男女共同参画社会に関する意識調査」実施	◎「富山市婦人会」解散 ◎男女共同参画に関する市民意識調査の実施
2016年 (平成28年)		◎「女性活躍推進法」4月1日施行	◎「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」策定	◎男女参画・ボランティア課の名称を男女参画・市民協働課に変更 ◎「推進本部会議」を「プラン策定会議」に改組

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

改正 平成 11 年 7 月 16 日 法律第 102 号
同 11 年 12 月 22 日 同 第 160 号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的
施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにはかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以

下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事

項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附則（平成11年7月16日法律第102号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる從前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで略

1 1 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成11年12月22日法律第160号）抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の二・第2条の三）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の二）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雜則（第23条—第28条）

第5章の二 補則（第28条の二）

第6章 罰則（第29条・第30条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向かって取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の二において「身体

に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第2条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めな

ければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡

調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

- 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の三 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら

協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けた身体に対する暴力。第12条第1項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受けた身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けた身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと

- と。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌惡の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対す

る脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ二第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者

暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保

護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由とな

った身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰すことのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに關し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の二補則

(この法律の準用)

第28条の二 第2条及び第1章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2	配偶者	第28条の二に規定する関係にある相手

項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項		
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の二において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の二において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第六四号）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した

日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定

平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基本方針等（第5条・第6条）

第3章 事業主行動計画等

　第1節 事業主行動計画策定指針（第7条）

　第2節 一般事業主行動計画（第8条—第14条）

　第3節 特定事業主行動計画（第15条）

　第4節 女性の職業選択に資する情報の公表（第16条・第17条）

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第18条—第25条）

第5章 雜則（第26条—第28条）

第6章 罰則（第29条—第34条）

附則

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことになっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固有的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その

個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

- 第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

- 第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本

的な方向

- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定め

るところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。
- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の三第1項及び第3項、第5条の四、第39条、第41条第2項、第48条の三、第48条の四、第50条第1項及び第2項並びに第51条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条

第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の二の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の二中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところによ

り、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の关心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第4項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条** この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 第18条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第5条 社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。
二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

(内閣府設置法の一部改正)

第6条 内閣府設置法（平成11年法律第89号）の一部を次のように改正する。
附則第2条第2項の表に次のように加える。

平成38年3月31日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第5条第1項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。
------------	--

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

富山市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第15条）

第2章 男女共同参画の推進に関する施策（第16条—第23条）

第3章 富山市男女共同参画推進審議会（第24条—第29条）

第4章 補則（第30条）

附則

富山市民がめざす社会は、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いながら、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」である。

この社会の実現をめざし、富山市においては、「人間性の尊重」を基本理念に、さまざまな施策を積極的に推進してきたが、少子高齢化、高度情報化、国際化など、急激な社会情勢の変化に的確に対応していく上からも、なお一層の努力が必要とされている。

のことから、新たな時代に即した富山市を築くため、男女共同参画社会基本法を尊重すること、男らしさ女らしさを一方的に否定することなく、男女の人権を尊重すること、また、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、男女が、相互に協力・協調しつつ、主体的に参画すること、中でも、家族の大切さを十分に認識し、お互いの努力と協力のもとに、愛情豊かな家庭の創造に努めること、併せて地域社会の構成員としての責任と役割を自覚することが、市民一人ひとりに求められる。

ここに、男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置付け、市、市民及び事業者の協働による新しい社会の形成に関する取組みを総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を十分に発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女の自由な活動の選択を妨げることのないよう配慮することを旨として、行われなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動と他の活動を両立できるようにすることを旨として、行われなければならない。

（男女の生涯にわたる健康の確保）

第7条 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を尊重し、特に女性の身体の特性について十分に配慮するとともに、生涯にわたって心身の健康が確保されること

を旨として、行われなければならない。

(世界的視野の下での男女共同参画)

第8条 男女共同参画の推進は、世界的な視野に立ち、国際的な取組みと協調して、積極的に行われなければならない。

(市、市民及び事業者の協働)

第9条 男女共同参画の推進は、市、市民及び事業者が、主体的にその役割を果たすとともに、協働して取組むことを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、基本理念（前文及び第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての理念をいう。以下同じ。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たり、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携して取組むものとする。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念に対する理解を深め、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、職場における活動に男女が対等に参画する機会の確保に努めるとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動との他の活動の両立が可能となるよう職場環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第13条 家庭教育、社会教育、職場教育、学校教育その他のあらゆる分野の教育に携わる者は、基本理念に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、性別により差別した取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的又は性的暴力行為その他の暴力行為を行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は男女間における暴力を助長する表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する施策

(計画の策定)

第16条 市長は、男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱
 - (2) 前号の大綱に基づき実施すべき具体的な男女共同参画推進施策
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第25条に規定する富山市男女共同参画推進審議会に意見を求めるとともに、広く市民から意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と職業生活における活動等との両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の社会における活動を両立することができるよう必要な支援に努めるものとする。

(地域リーダーの設置)

第19条 市は、市民による主体的な男女共同参画の推進を図るため、富山市男女共同参画推進地域リーダー（以下「地域リーダー」という。）を置くものとする。

2 地域リーダーは、地域において基本計画の周知を図るとともに、地域における男女共同参画を推進するため必要な啓発活動を行うものとする。

(拠点施設の設置)

第20条 市は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情及び相談への対応)

第21条 市は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者からの苦情があった場合は、その処理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、性別による差別的取扱い等に関する相談に対して、関係機関との連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

(調査研究)

第22条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、効果的に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第23条 市は、男女共同参画推進施策の実施状況について、毎年、これを公表するものとする。

第3章 富山市男女共同参画推進審議会

(設置)

第24条 基本計画その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査及び審議を行うため、富山市

男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に規定する事項その他男女共同参画の推進に関する事項について市長の諮問に応ずるほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、第4号に掲げる委員は、公募により選出するものとする。

- (1)学識経験を有する者
- (2)関係団体を代表する者
- (3)関係行政機関の職員
- (4)市内に住所を有する者、市内に事務所若しくは事業所を有する者又は市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第28条 審議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(細則)

第29条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 補則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が
別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

富山市男女共同参画推進審議会 委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	(会長) 種部 恭子	女性クリニックWe!TOYAMA院長
	(副会長) 大工原 ちなみ	富山大学人文学部長
	東 博幸	弁護士
関係団体代表	北岡 勝	富山市自治振興連絡協議会 副会長
	近藤 裕世	富山商工会議所女性会 会長
	仲嶺 智昭	連合富山・富山地域協議会 事務局長
	舟根 之通	富山市男女共同参画推進地域リーダー連絡協議会 会長
	本田 敏也	富山市小学校長会 副会長
	水家 正一	富山人権擁護委員協議会 事務局長
関係行政機関 の代表	糸川 知加子	富山県女性相談センター所長
	干場 昌幸	富山地方法務局人権擁護課長
	光永 圭子	富山労働局雇用環境・均等室長
公募市民	古木 襟子	

(区分別五十音順、敬称略)

用語解説

ア～オ

インキュベータ

もともと「生まれたばかりの乳児を育てる保育器」という意味の言葉で、起業家や起業家の卵たちを支援する人たちのことを言います。

NPO (Non Profit Organization)

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体を指します。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためですが、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

カ～コ

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取組めるようにするためにには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

固定的性別役割分担

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

サ～ソ

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことを指します。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある一方で、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男

性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

指導的地位

「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020年30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成19年2月14日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されています。

女子差別撤廃条約

正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めていました。本条約は、昭和54(1979)年の第34回国連総会において採択され、昭和56(1981)年に発効しました。日本は昭和60(1985)年に締結しました。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関し高度な専門的知識及び経験を有する者で、児童生徒、保護者、教職員の当面する悩みなどについて、相談に応じ、適切な指導・助言を行う専門員をいいます。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒のおかれた環境に働きかけ、その支援を行う専門員をいいます。

ストーカー

特定の人に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする人を言います。ストーカーの特徴として、異常なほどの執着心、支配欲に基づく行動で、なかなか歯止めが利かず、行動がエスカレートすることが挙げられます。ストーカー行為は、「つきまとい行為」を反復して行うことをいいます。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に相手の意思に反して行われる性的な言動をいいます。雇用関係者間のみならず、施設における職員とその利用者や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものであります。その言動が職場で行われた場合、当該労働者が労働条件につき不利益を受ける対価型セクシュアル・ハラスメントや、当該労働者の就業環境が害される環境型セクシュアル・ハラスメントとなります。

タ~ト

ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

団塊の世代

戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年の間）に生まれた人たちのことを言います。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日に公布、施行されました。

男女雇用機会均等法（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保などに関する法律」）

女性差別撤廃条約を批准するための国内法整備の一環として昭和 60 年公布され、翌年施行。その後、平成 9 年に改正法が公布され、平成 11 年に施行されました。この法律では、募集・採用、配置・昇進について女性に対して男性と均等な機会を与えること、及び教育訓練・福利厚生、定年、退職、解雇について女性であることを理由として差別的扱いをすることを禁止しています。また、ポジティブ・アクションやセクシュアル・ハラスメントに関する規定なども設けられています。

地域（地域コミュニティ）

住民の身近な生活圏のことでの、都道府県や市町村といった行政区画とは異なる概念です。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区など様々な範囲が想定されます。

デート DV

DV（配偶者等からの暴力の項目参照）のうち、特に若年世代に見られる交際相手からの暴力を「デート DV」といいます。

ハ～ホ

配偶者等からの暴力（DV）

平成 16 年 12 月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（改正 DV 防止法）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力をいい、配偶者からの身体に対する暴力などを受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力などを含むものとする。」と定義しています。なお、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。また一般には身体的暴力以外に、精神的な暴力や性的な暴力などに広げて用いる場合があります。DV（ドメスティック・バイオレンス）の用語が広く使われますが、国の法令では、概念や言葉の使用に個人差のある DV ではなく、「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

ポジティブ・アクション

「ポジティブ・アクション」（積極的改善措置）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。ポジティブ・アクションの例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進などが実施されています。男女共同参画社会基本法では、ポジティブ・アクションは国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命などに対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令をいいます。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話など禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族などへの接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令、の5つの類型があります。

マ～モ

マタニティー・ハラスメント

働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いをいいます。

メンタルヘルス

ストレスによる精神的疲労、精神疾患の予防やケアを行い、心の健康を保つことです。

ラ～ン

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいいます。

第2次富山市男女共同参画プラン
2017-2026

平成29(2017)年3月

発行：富山市市民生活部 男女参画・市民協働課
〒930-8510 富山市新桜町7-38
TEL (076) 443-2051

